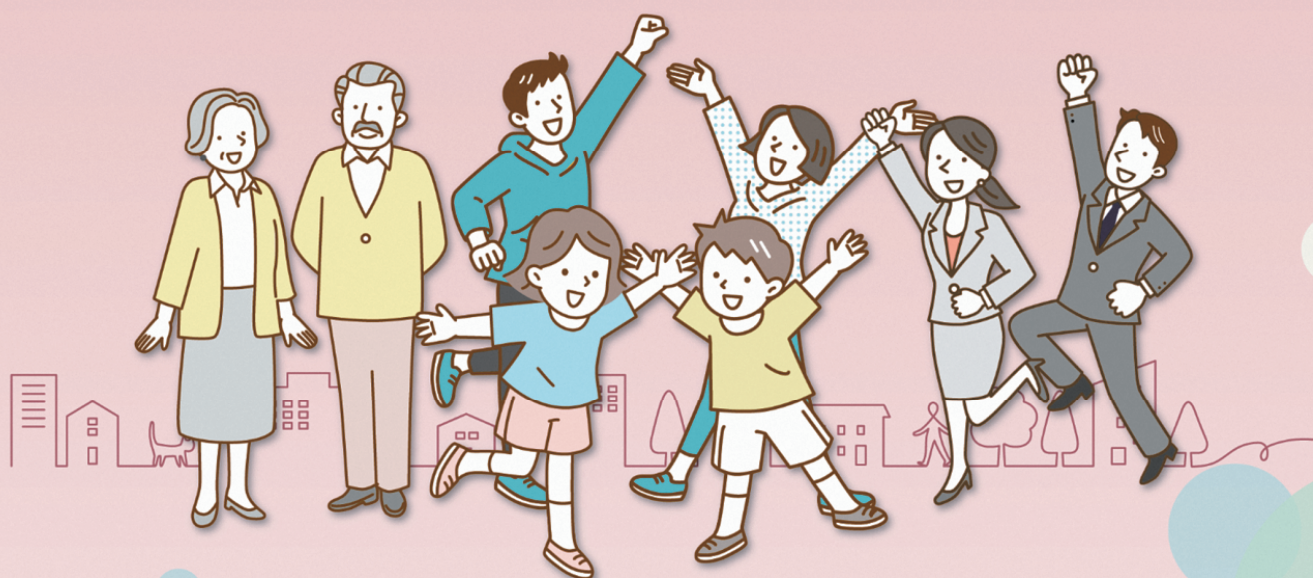


第4期 浦安市 市民参加推進計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
浦安市

第4期市民参加推進計画の策定にあたって

本市では、市民の持つ英知や豊かな社会経験、地域の特色を生かした、市民主体のまちづくりを推進していくため、平成16年度に「市民参加推進条例」を制定しました。そして、翌年には市民参加を総合的に推進するための行動計画として「市民参加推進計画」を策定し、市民参加の諸制度を整えるとともに、まちづくり活動の活性化を図るため、市民活動センターの運営や市民活動団体の自立促進、活動の発展を目的とした「市民活動補助金制度」の運用などにより、市民や団体が主体的に活動できる環境づくりに努めてきました。

しかしながら、現在は少子高齢化の進展による人口構造の変化により、地域課題の複雑化・多様化が進んでおり、このような地域課題を限られた行政資源のみで解決することは難しくなっています。

このような中でも、市民の主体的な活動を一層推進するとともに、地域コミュニティや市民活動団体、企業、学校など多様な主体が連携・協力し、市と共にまちづくりを推進していく必要があることから、自主・連携のまちづくりを体系的に進めていくための計画として「第4期市民参加推進計画」を策定しました。

この計画では、これまで培ってきた理念を継承しながら、市民参加への理解促進や活発な活動を推進するだけでなく、市民の学びの場を充実させ、市民とのパートナーシップの創出を強化拡充するために、企業や学校を含めた多様な主体によるまちづくりを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただいた市民参加推進会議の委員の皆様をはじめ、市民参加に関する意識調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。



令和8年3月

浦安市長 内田 悦嗣

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 第4期市民参加推進計画の目的と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 本市の市民参加の現状	3
1 市民参加を取り巻く本市の状況	3
2 市民参加に関する意識調査から見る現状	5
第3章 計画の全体像	6
1 策定にあたって	8
2 基本目標「自主・連携のまちづくり」	8
3 重点プランの設定	8
4 計画目標	10
第4章 基本施策と取り組み事項	11
計画目標1 市民のまちづくり活動の参加を支援・促進する	11
計画目標2 多様な主体によるまちづくりを推進する	23
計画目標3 行政の取り組みへの参加を促進する	30
第5章 推進体制及び進行管理	34
1 推進体制	34
2 計画の進行管理	34
資料編	35
1 市民参加の取り組み状況	35
2 用語解説	39
3 計画策定の経過	41
4 審議機関委員編成	42
5 市民参加に関する意識調査の概要	43
6 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果	44
7 浦安市市民参加推進条例	45
8 浦安市市民参加推進条例施行規則	48
9 浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則	50
10 浦安市行政手続条例（第6章 意見公募手続等 抜粋）	52

計画の基本的な考え方

1 第4期市民参加推進計画の目的と背景

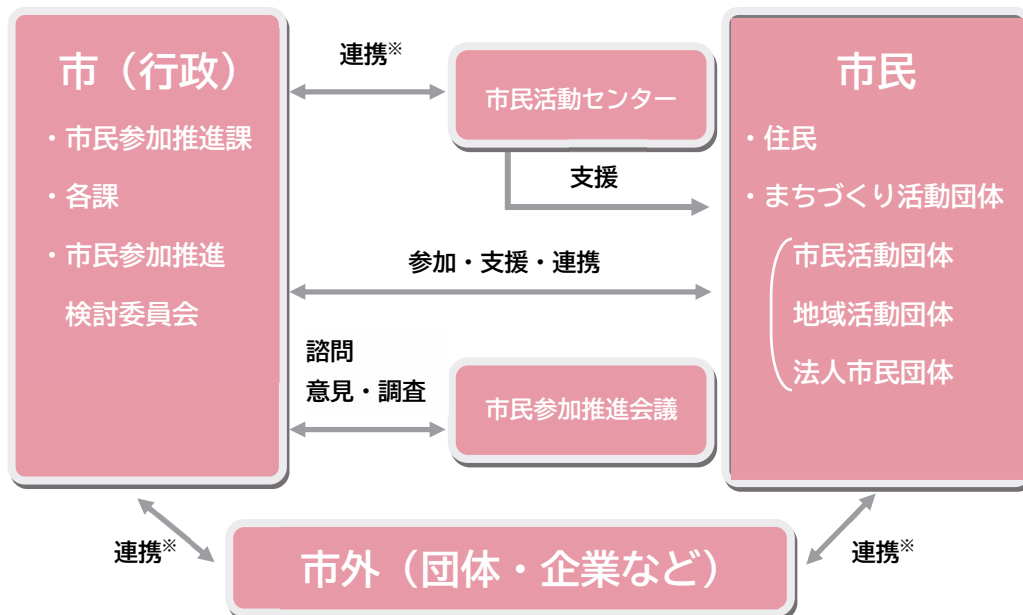
本市では、多様な主体が連携・協力・補完し合いながら、「自分たちのまちを、自分たちで良くする」という基本原則のもと、市民主体のまちづくりを推進していくため「第3期市民参加推進計画」を策定し、市民、まちづくり活動団体、市が連携・協力し、様々な分野の課題解決に向け、相互に補完し、共にまちづくりを進めてきました。

少子高齢化の進展による人口構造の変化により、地域が抱える課題は複雑化・多様化しています。こうした中で、限られた行政資源のみですべてのニーズに対応することは困難な状況となっています。

そのため、より良い地域社会の実現に向け、市民、まちづくり活動団体が、地域課題を自分の事として捉え、市民同士が支え合い、多様な主体が連携して課題解決に取り組む必要があります。

市では、これまで培ってきた理念を継承しながら、過去の取り組みから得られた成果や明らかになった課題を十分に検証し、まちづくり活動が継続しさらに発展するとともに、多様な主体同士の連携・協力が一層推進されるよう、「第4期市民参加推進計画」を策定します。

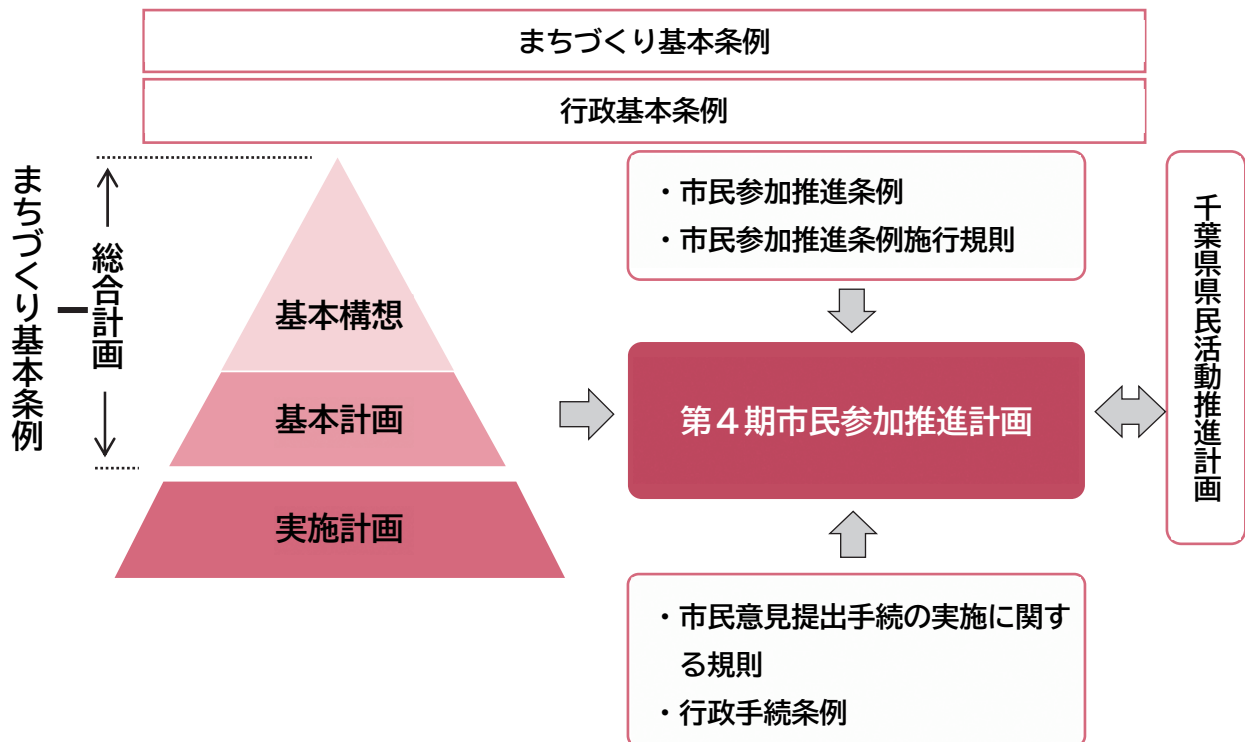
市民参加推進体制図



※連携・協力・補完

2 計画の位置づけ

第4期市民参加推進計画は市民参加推進条例第7条の規定に基づき、市民参加を総合的に推進していくため、「浦安市総合計画」とその他関連する計画と整合を図っています。



3 計画期間

第4期市民参加推進計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、本市のまちづくりの基本指針である「浦安市総合計画」と整合性を図りながら、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036	令和19 2037	令和20 2038	令和21 2039	令和22 2040	令和23 2041			
総合計画 (基本構想)	20年間																								
総合計画 (基本計画)	第1期(10年間)										第2期(10年間)														
実施計画	第1次(5年間)					第2次(3年間)			第3次(3年間)																
市民参加推進 計画	第2期	第3期(5年間)					第4期 策定	第4期(5年間)					第5期 策定	第5期(5年間)					第6期 策定	第6期(5年間)					第7期 策定

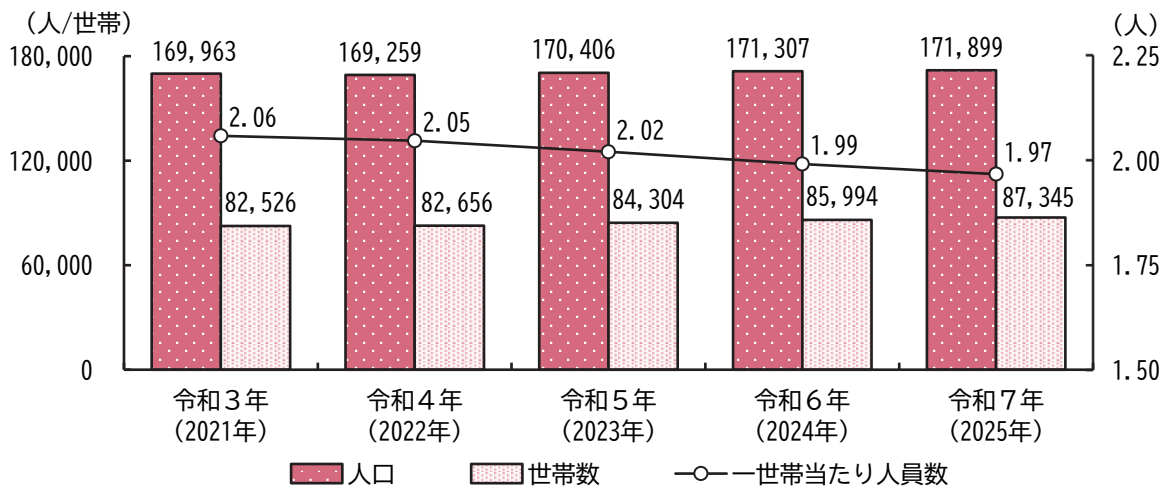
本市の市民参加の現状

1 市民参加を取り巻く本市の状況

(1) 総人口・世帯数の推移

浦安市の人口は増減を繰り返し、世帯数は微増傾向にあります。一世帯あたりの人員数は、減少傾向となっており、令和7年（2025年）4月1日現在では1.97人となっています。

浦安市の人口・世帯の推移

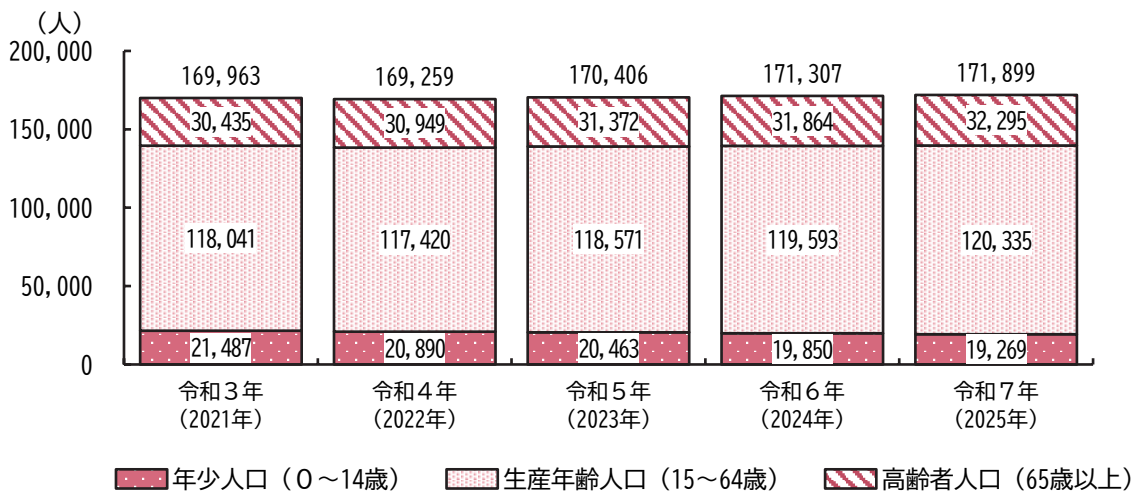


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口が減少傾向になり、高齢者人口が増加傾向となっています。

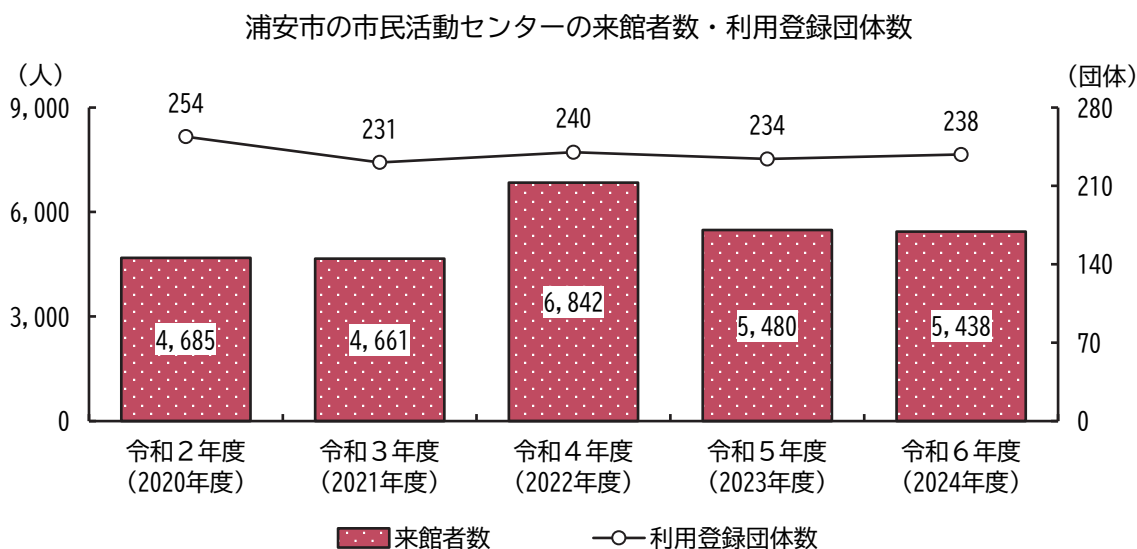
浦安市の年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(3) 市民活動センターの来館者数・利用登録団体数の状況

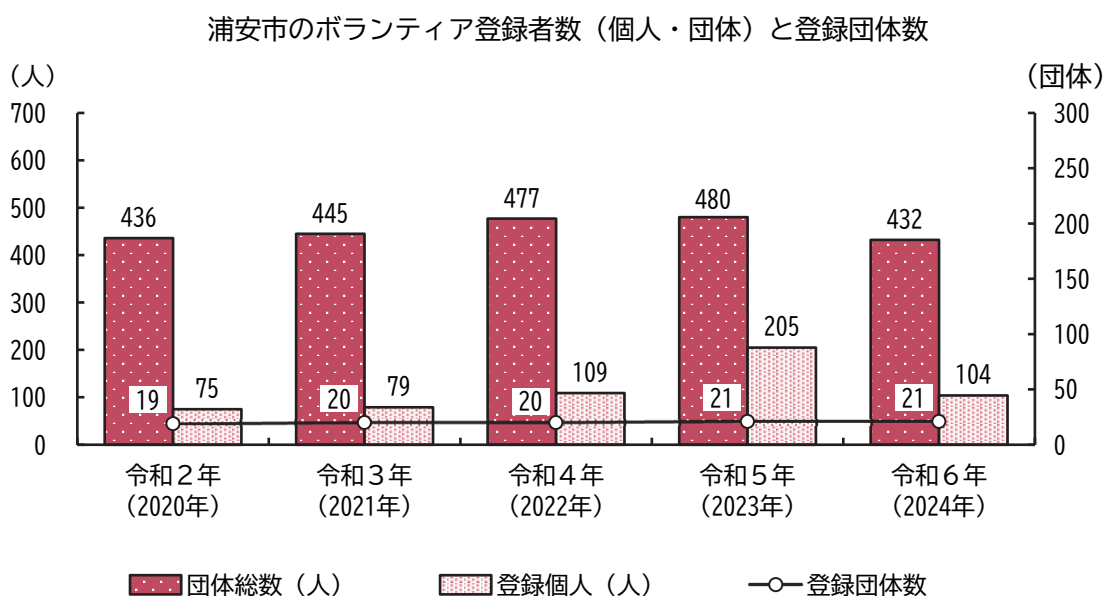
市民活動センターの来館者数は令和5年度に減少していますが、これは来館者の定義を相談者や利用者等に設定したことによるものです。利用登録団体数は増減を繰り返しており、令和6年度では238団体となっています。



資料：市民参加推進課調べ

(4) ボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数は、ほぼ横ばいで推移しています。団体に所属する登録者数と個人での登録者数は増加傾向となっていました、令和6年で減少しています。



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

2 市民参加に関する意識調査から見る現状

(1) 市民のまちづくり活動の参加状況

調査結果から、市民のまちづくり活動への参加状況は「参加経験がある」と答えた市民は全体の27.6%にとどまっており、前回調査の52.3%から減少しています。参加しない理由として、「きっかけや機会がない」が最も多く、次いで「参加する方法がわからない」や「参加を求められていることを知らない」という情報不足が課題として挙げられています。一方で、うらやす市民大学やまちづくり活動プラザの認知度は向上しており、特に市民大学の認知度は75.9%と高くなっています。

(2) 多様な主体によるまちづくり活動の状況

多様な主体との連携状況については、市民活動団体の57.1%が他団体と連携して事業を行った経験があり、一定の進展が見られます。しかし、法人では28.6%と、他と比べ連携が進んでいない状況です。また、前回調査と比較しても減少しています。

連携時の課題としては、「役割分担が不明確だった」「事務量が増えた」「意思決定に時間がかかった」といった点が挙げられています。一方で「特に課題はなかった」と回答した団体も一定数見られます。

(3) 行政の取り組みへの参加状況

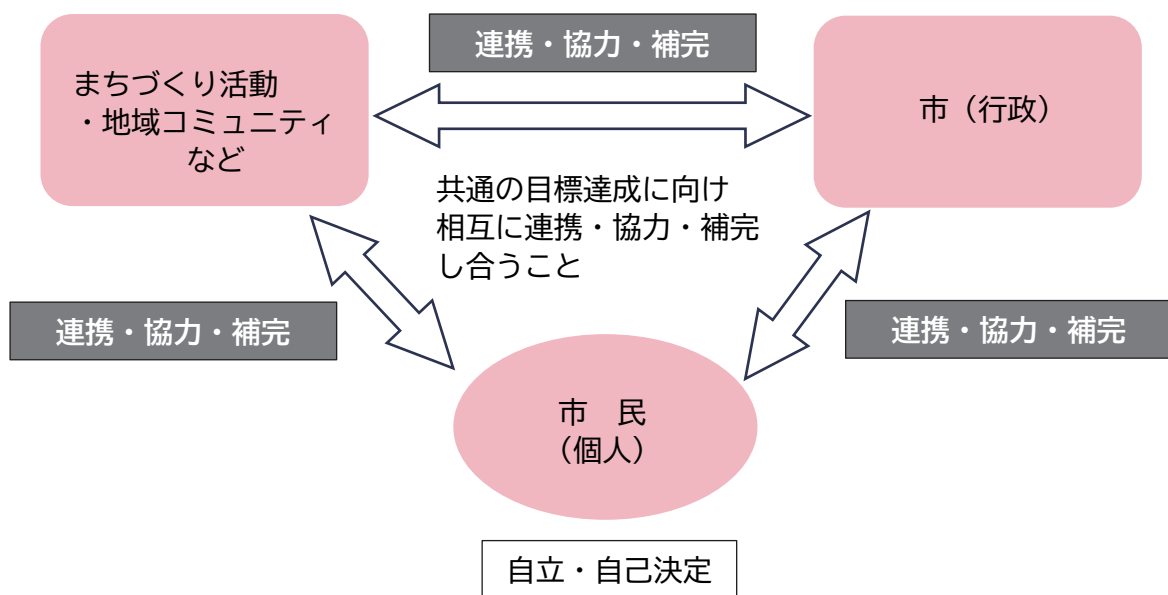
行政の取り組みに対する市民の参加率は18.9%であり、前回調査と比べて増加はしていますが、依然として低い状況です。参加したことがない理由として、「参加を求められていることを知らない」や「参加する方法がわからない」という情報不足が主に挙げられています。団体別にみると、市民活動団体の41.1%が行政との連携経験を持つ一方で、法人の連携経験は26.2%と、市民活動団体に比べ低くなっています。また、市政に市民の声が反映されているかについて、市職員の肯定的評価は73.5%と高い一方、市民の評価は40.9%にとどまっています。

計画の全体像

第4期市民参加推進計画は、「自分たちのまちを、自分たちで良くする」という基本原則のもと、市民主体のまちづくりを体系的に推進する計画です。

第4期市民参加推進計画における市民参加は、共通の目的に向けて、市民が主体的に市の取り組みやまちづくり活動に参加するとともに、市民、まちづくり活動団体、市が連携・協力・補完し合い、各分野の課題解決とまちづくりの推進を図るものです。さらに、市民のまちづくり活動が継続・発展していくよう、活動の基盤強化や支援体制の充実に取り組めます。

市民参加の概念図



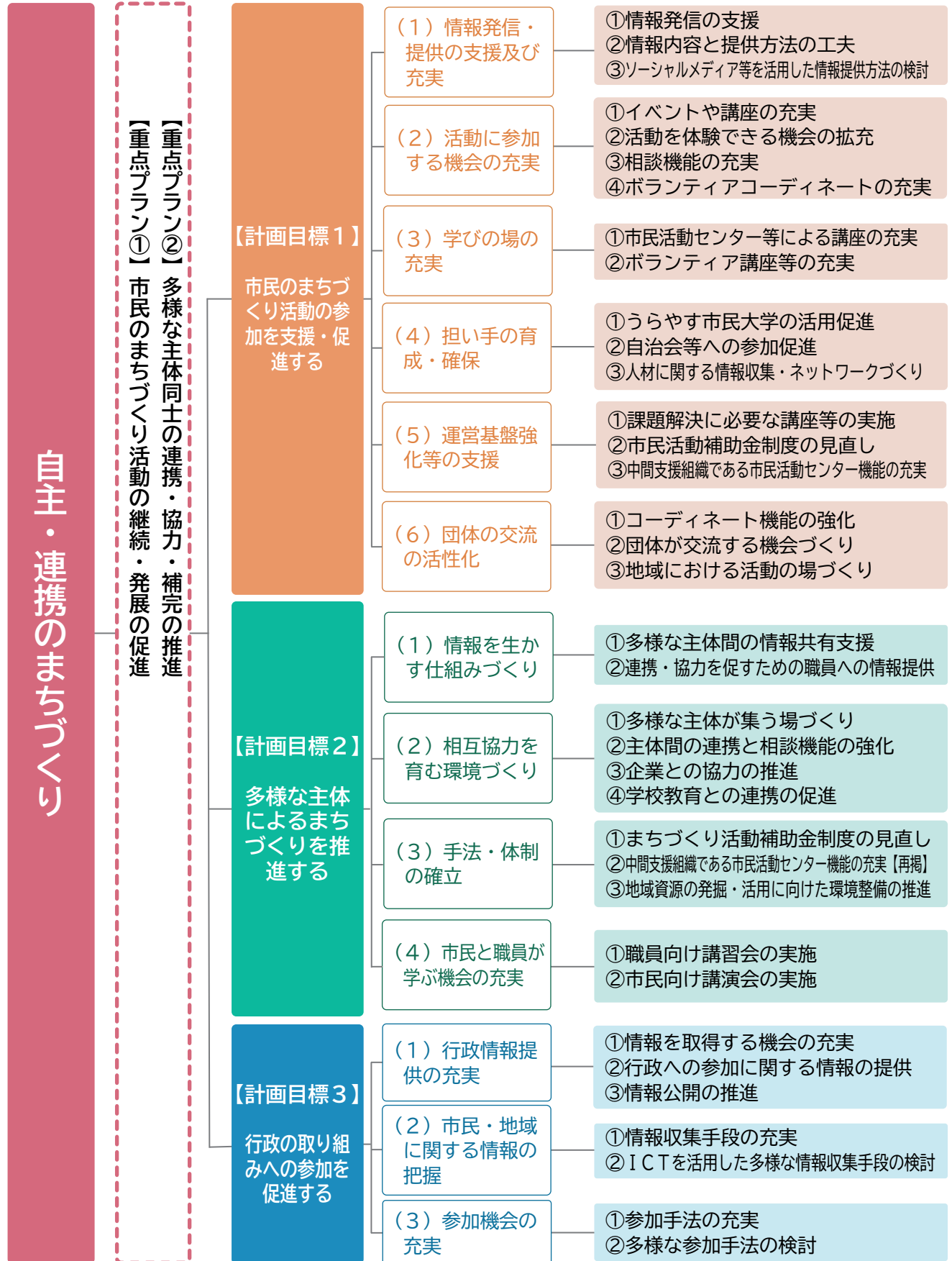
【施策の体系】

【基本目標】 【重点プラン】

【計画目標】

【基本施策】

【取り組み事項】



1 策定にあたって

第3期市民参加推進計画では、基本目標の達成に向けて、4つの計画目標のもとで基本施策及び取り組み事項を示し、計画を実行してきました。

また、第4期市民参加推進計画を策定するにあたり、現状や課題などについて、附属機関である市民参加推進会議及び庁内調整機関である市民参加推進検討委員会において審議、検討を行ってきました。

これらの審議、検討に加え、本市の市民参加の現状と課題を把握するため、市民、団体、学校、法人、市職員を対象とした「市民参加に関する意識調査」を行うとともに、意識調査では把握しきれない活動の現状と課題や成果などを掘り下げることがを目的に、いくつかの市民活動団体に話を伺いながら策定しました。

2 基本目標「自主・連携のまちづくり」

第4期市民参加推進計画では、第3期市民参加推進計画から引き続き、「自主・連携のまちづくり」を基本目標に定めます。

市民、まちづくり活動団体の知恵と力を結集した連携・協力による、よりよいまちづくりを目指し、市民が自立し主体的にまちづくりに参加することを継続していくとともに、多様な主体の更なる参加や連携を促し、各主体が相互に補完し合いながら、さまざまな分野の課題解決に向けて、まちづくり活動の活性化を進めていきます。

3 重点プランの設定

【重点プラン①】

市民のまちづくり活動の継続・発展の促進

【重点プラン②】

多様な主体同士の連携・協力・補完の推進

「自主・連携のまちづくり」を実現していくためには、これまでの取り組みを検証しつつ、その中で見いだされた課題に対して重点的に対応していく必要があります。

第4期市民参加推進計画では、市民の継続的なまちづくり活動への参加を促進するとともに、地域社会全体としての参加を推進し、地域の多様な主体の参加と連携を強化し、「市民のまちづくり活動の継続・発展の促進」と、「多様な主体同士の連携・協力・補完の推進」の2項目を重点プランとして位置づけます。

(1) 市民のまちづくり活動の継続・発展の促進

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民と市が連携・協力・補完してまちづくりを進めていくためには、多様な分野で活動を行っているまちづくり活動団体の活動を継続し、発展させていくとともに、市民のまちづくり活動への参加を促進するための支援が重要です。

まちづくり活動参加経験者の減少が見られる中、市民のまちづくり活動への参加促進に向け、担い手の育成・確保や学びの場の充実、交流機会の創出を図ります。あわせて、まちづくり活動団体が力を発揮できるよう、人材育成、協力者の確保、資金調達の方法等に関するサポートを行うとともに、中間支援組織である市民活動センターの充実を図ります。

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
まちづくり活動への参加経験のある市民の割合	27.6% (市民参加に関する意識調査より)	38% ^(※1)

※1 まちづくり活動への参加が多い70歳以上の割合

(2) 多様な主体同士の連携・協力・補完の推進

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民、まちづくり活動団体、市が連携・協力・補完しながらまちづくりを進めていくためには、パートナーシップの創出をさらに進めることが必要となります。

多様な主体同士の発展に向けて、「つなぐプロジェクト」や「まちづくり活動補助金制度」を活用し、連携・協力・補完を推進します。また、多様な主体が交流するイベント等を開催することで、つながりを生み出すとともに、地域と行政が一緒に地域課題解決を考える場づくりを進めます。

また、様々な企業との包括連携に関する協定の締結の推進や地域資源を活用した教育活動の展開を通じた幅広い分野での連携・協力も進めます。

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
市との連携・協力による事業の実施経験のある団体の割合	30.6% (市民参加に関する意識調査より)	41% ^(※2)
他団体との連携・協力による事業の実施経験がある団体の割合	52.2% (市民参加に関する意識調査より)	64% ^(※3)
他団体との連携・協力による事業の実施経験がある法人の割合	28.6% (市民参加に関する意識調査より)	33% ^(※4)

※2 市との連携・協力による事業の実施経験が多い市民活動団体の割合

※3 他団体との連携・協力による事業の実施経験が多いNPO法人の割合

※4 他団体との連携・協力による事業の実施経験が多い学校法人その他の割合

4 計画目標

第4期市民参加推進計画では、市民参加を体系的に推進していくために、3つの計画目標を掲げます。

【計画目標1】市民のまちづくり活動の参加を支援・促進する

市民が自立し主体的にまちづくりに参加できるよう、情報発信の支援及び学びの場の提供を行います。また、市民活動センター等を活用した各種講座や研修会、体験活動を充実させることで、将来の担い手の育成・確保に努めます。さらに、市民活動センターやボランティアセンターとの連携を通じ、市民と団体のつながりや団体同士の交流を促進していきます。

【計画目標2】多様な主体によるまちづくりを推進する

多様な主体が協力しやすい仕組みづくりを進めます。市民活動センターやまちづくり活動プラザ、公民館等公共施設を活用し、情報共有と庁内連携を強化するとともに、市民、まちづくり活動団体が各自の特性を活かして協力できる環境を整えます。さらに、専門家によるアドバイザー事業で相談体制を充実させ、企業が持つ特性や専門性、学校教育との連携を進めます。また、各種制度の見直しと周知、市民活動センターを通じた支援を強化し、地域資源も最大限に活用していきます。加えて、市民と職員がまちづくりに主体的に参加できるよう、職員向け講習会や市民向け講演会を開催し、双方の意識向上と積極的な地域活動への参加を推進します。

【計画目標3】行政の取り組みへの参加を促進する

市民がまちづくりに関心を持ち参加できるよう、様々な媒体で情報提供と行政情報の公開を進め、開かれた行政の実現を目指します。また、アンケート調査や市民活動団体に話を伺い、多様な手段による情報収集で市民の声を運営に反映します。さらに、パブリックコメントや市民公募委員の登用、多様な参加手法を確保し、市民が行政に参加する機会を充実させます。

基本施策と取り組み事項

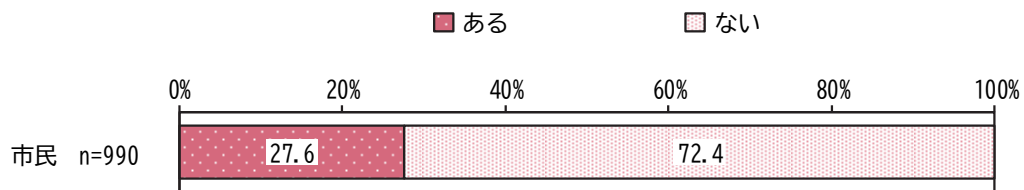
計画目標 ① 市民のまちづくり活動の参加を支援・促進する

基本施策（1）情報発信・提供の支援及び充実

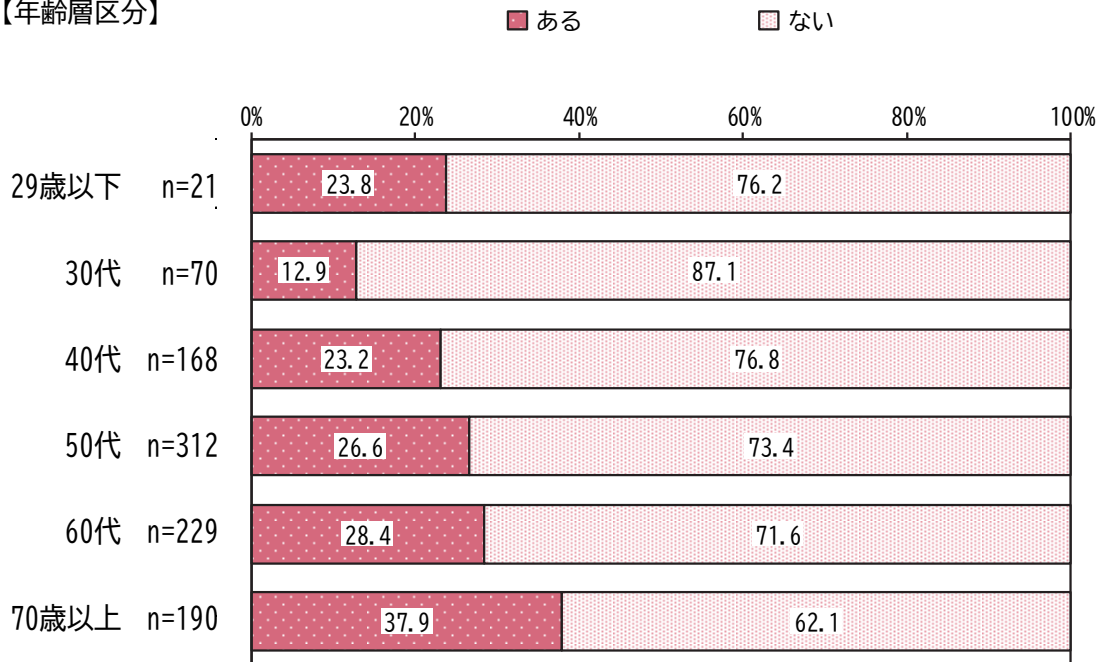
現状と課題

市民調査では、まちづくり活動の参加経験者が約3割、未経験者が約7割となっており、参加経験者の割合は、前回調査の約5割から大きく低下しており、年代が若くなるにつれて参加経験者が少なくなる傾向があります。また、まちづくり活動に参加したことがない理由は、「きっかけや機会がない」「参加する方法がわからない」「参加を求められていることを知らない」などが挙がっており、市民にまちづくり活動に関する情報が行き届いていないことがうかがえます。市民に対して、情報発信を充実し、参加するきっかけの提供や参加の場につながるようになっていくことが必要です。

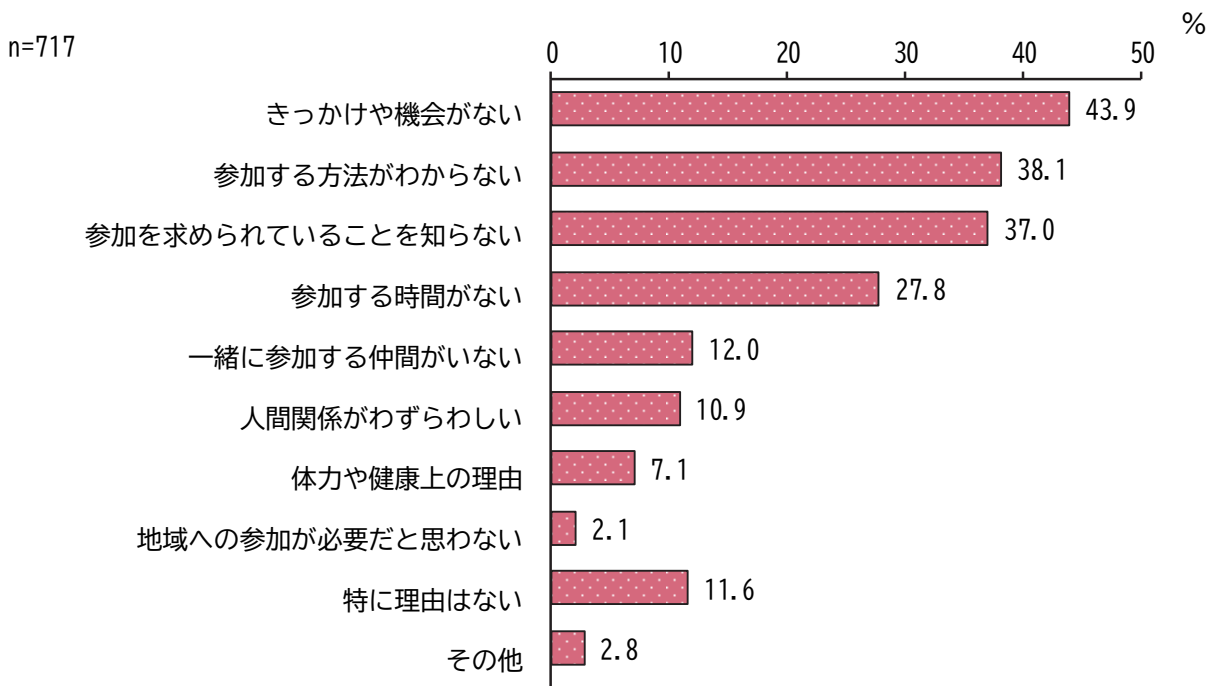
地域でのまちづくり活動への参加経験（調査対象：市民）



【年齢層区分】



まちづくり活動に参加したことがない理由（調査対象：市民）



方向性

市民がまちづくり活動に参加しやすくなるよう、市民活動センターホームページや広報紙、SNSなどを活用し情報発信を充実します。さらに、掲示物の活用など提供手法を工夫するとともに、ソーシャルメディア等を活用した新たな情報提供方法を検討し、若い年代層にもまちづくり活動に関する情報が届くよう、多様な媒体を通じて情報取得の環境を整えます。

取り組み事項①：情報発信の支援

市民活動センターホームページ、市ホームページ、広報うらやす、SNS等の多様な媒体を通じて、まちづくり活動の情報を発信するとともに、各団体が活動内容等の情報発信を行える機会の充実を図ります。

取り組み事項②：情報内容と提供方法の工夫

市民活動センターホームページやメールマガジン、市民活動広報紙などの発行を行い、まちづくり活動の情報を提供するとともに、団体が作成したチラシやポスターの市民活動センター等への情報の掲載など、まちづくり活動に役立つ情報を幅広い手段で提供します。

取り組み事項③：ソーシャルメディア等を活用した情報提供方法の検討

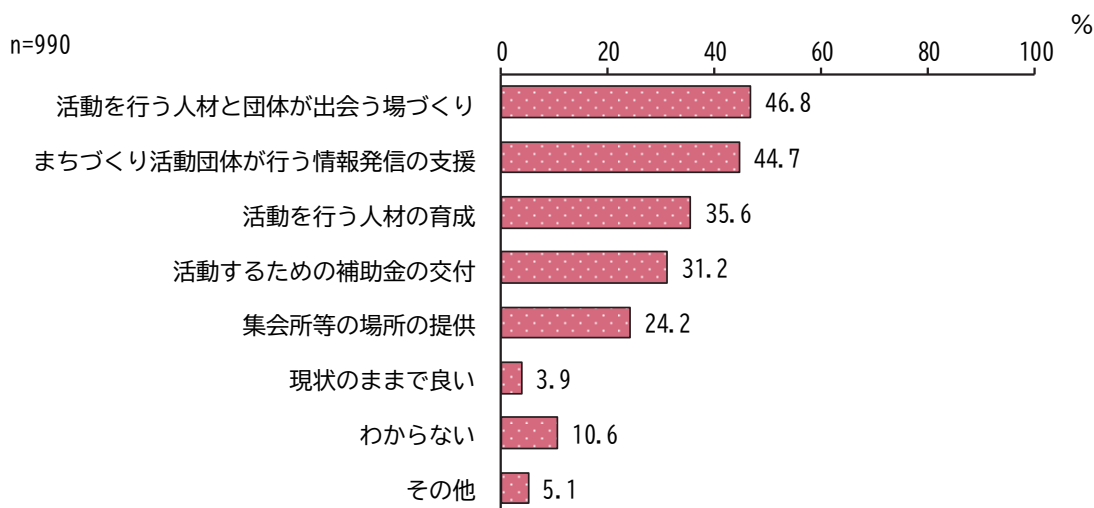
時代の変化に対応したソーシャルメディア等を活用し、市民がまちづくり活動に関する情報を得やすい提供方法の検討を行います。

基本施策（２）活動に参加する機会の充実

現状と課題

市民調査では、市民が地域で活動するために、今後、市が行うべきこととして、「活動を行う人材と団体が出会う場づくり」「まちづくり活動団体が行う情報発信の支援」が上位を占めており、活動を行う人材と団体が出会う場や活動団体の情報発信の充実が求められています。

市民が地域で活動するために、今後、市が行うべきこと（調査対象：市民）



方向性

市民がまちづくり活動に参加しやすい環境を整えるため、イベントや講座を周知するとともに、まちづくり活動の体験の機会を通じて、将来の担い手となる市民の参加を促します。また、市民活動センターにおける相談機能を強化し、ボランティアセンターとの連携を推進し、市民と団体をつなぐ機会を広げます。

取り組み事項①：イベントや講座の充実

市民活動に対する理解を深め、交流する場づくりとして開催している「まちづくりフェスタwith」や、市民が市民活動に対して興味を持ち、活動のきっかけとなる「まちづくり講座」など、各種イベントや講座について、より多くの市民が参加できるよう周知方法を検討し、市民がまちづくり活動にふれる機会の充実を図ります。

取り組み事項②：活動を体験できる機会の拡充

まちづくり活動を始めるきっかけとして実施する「若者のための夏休みボランティア」などについて、将来のまちづくり活動の担い手となる市民が参加しやすいよう実施内容や周知方法を検討し、活動を体験できる機会の拡充を図ります。

取り組み事項③：相談機能の充実

市民活動センターにおいて、市民活動団体の立ち上げや運営、広報、補助制度の申請など、まちづくり活動に関心がある市民からの様々な相談に対して、他の関係機関や団体と連携して幅広い対応を図ります。

取り組み事項④：ボランティアコーディネートの充実

ボランティア活動を希望する市民と団体をつなぐため、ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動のコーディネートを行います。



若者のための夏休みボランティア

市民活動センター

市民活動センターは、市民活動やボランティア活動を行っている団体や、これから始めようとしている人たちに、「相談対応」「情報」「活動拠点」「備品」「ネットワーク」といった社会的資源を提供し、さまざまな側面から市民活動を支援しています。



基本施策（3）学びの場の充実

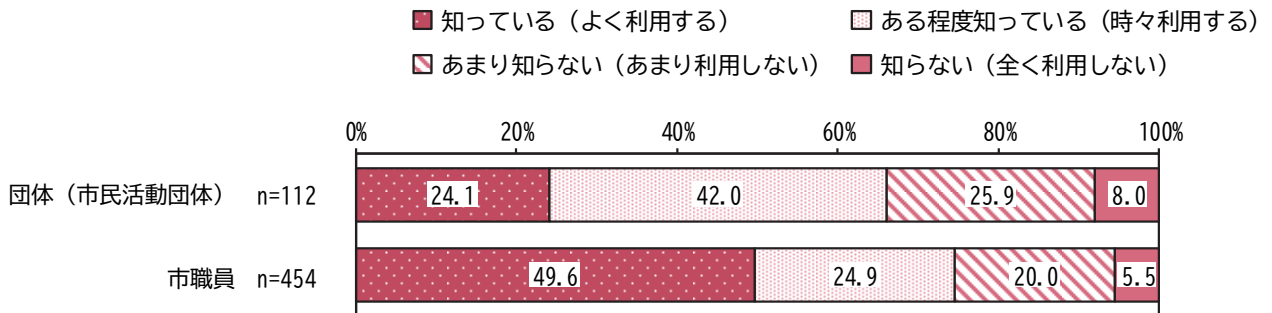
現状と課題

職員調査では「市民活動センター」の認知度は、約7割となっています。

団体調査（市民活動団体のみ）ではセンターの利用状況は約6割となっている中、市民活動センターの機能として役立っているものとして、団体応援講座と回答した人は約2割となっています。

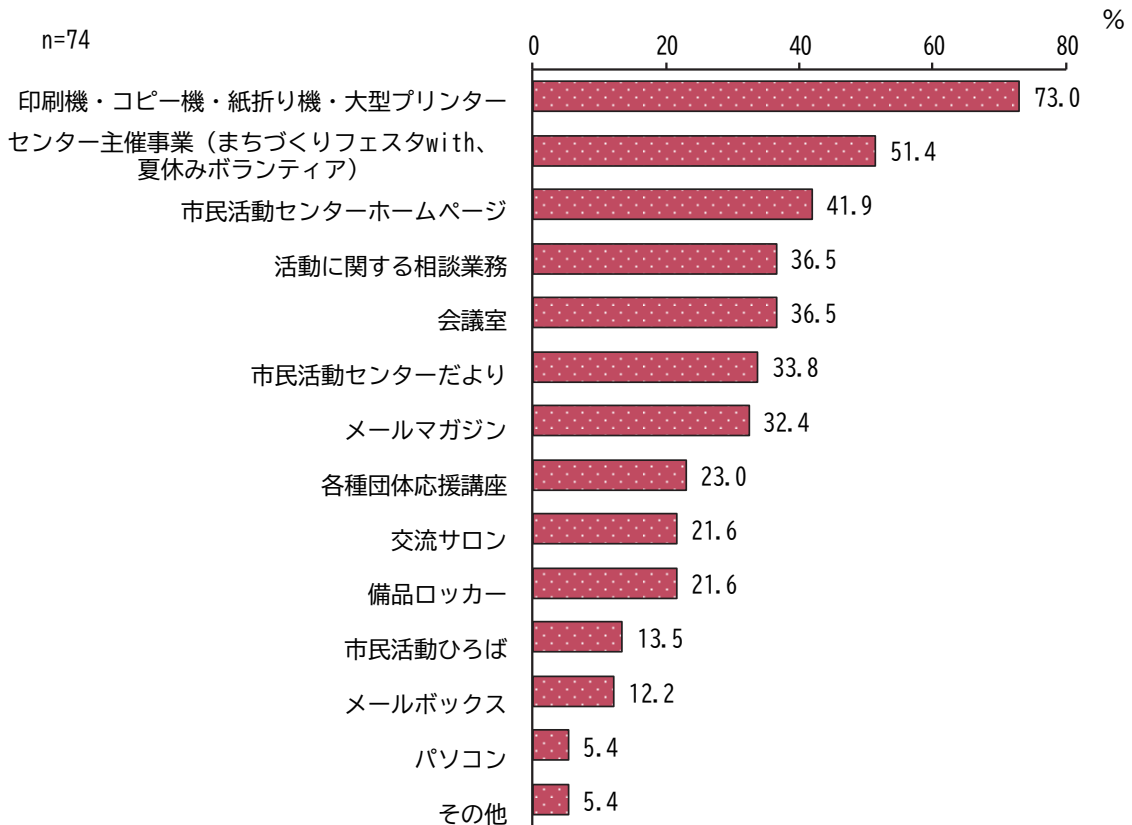
また、うらやす市民大学の認知度は約9割となっていますが、そのうち、受講したことがある人が約2割となっていることから、市民活動センター及びうらやす市民大学ともに、受講者等がまちづくり活動の担い手になるよう、学べる環境を整えていくことが必要です。

「市民活動センター」の認知度・利用度（調査対象：市民活動団体、市職員）

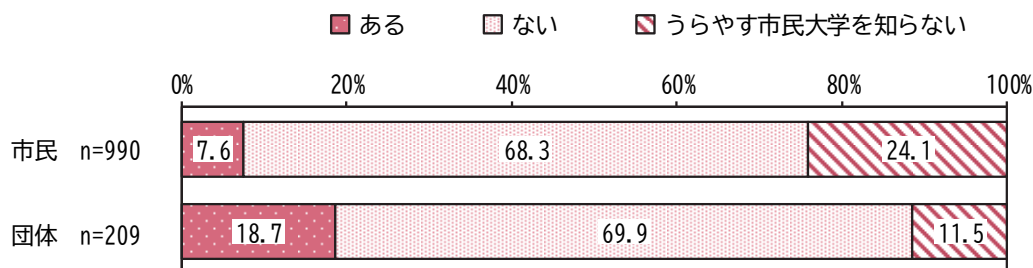


※市民活動団体は、団体の内NPO法人（14）と任意団体（98）を合わせたものです。

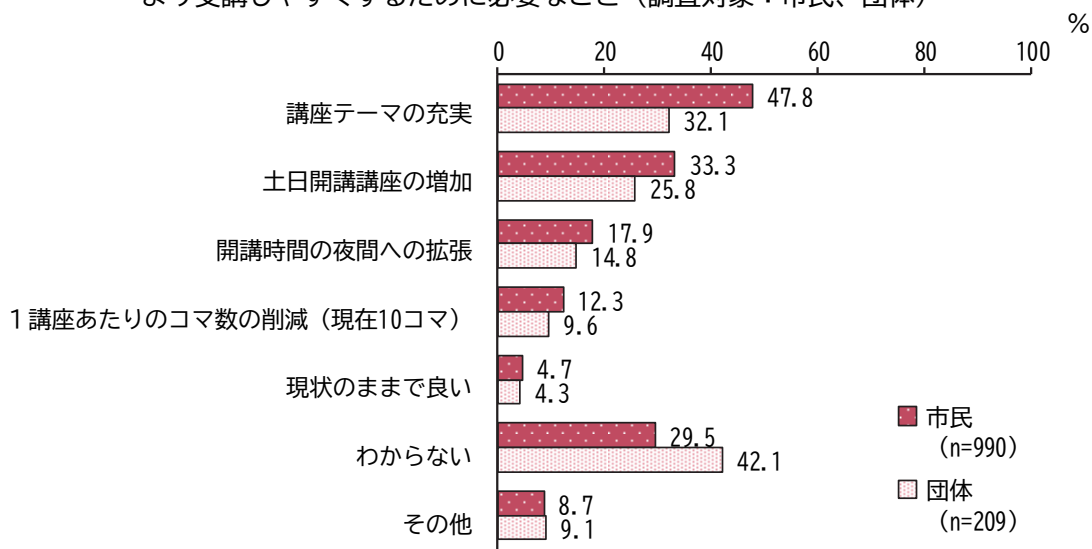
市民活動センターで役立っているもの（調査対象：市民活動団体）



「うらやす市民大学」の認知・参加状況（調査対象：市民、団体）



より受講しやすくするために必要なこと（調査対象：市民、団体）



方向性

より多くの市民がまちづくり活動に関心を持つとともに、活動に必要な知識や技能を身につけられるよう、市民活動センター及びうらやす市民大学の活用促進、各種講座や研修会、体験活動を通じて、多様なニーズに応じた学びの機会を拡充します。

取り組み事項①：市民活動センター等による講座の充実

市民活動センターによるまちづくり講座、市民活動団体応援講座やうらやす市民大学の講座を充実させ、市民がまちづくり活動を行うために必要な知識や技能を身につけられるよう、学びの機会を提供します。

取り組み事項②：ボランティア講座等の充実

入門講座や分野別ボランティア講座などの開催、多様な関心に応じた各種講座・研修会・体験活動の実施や、他自治体等で実施している講座の開催案内など、ボランティアについて学ぶ機会の充実を図ります。

うらやす市民大学

うらやす市民大学は、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが地域に貢献する担い手として、活躍するための学びの場です。

※正式名称は「浦安市市民大学校」であり、「うらやす市民大学」は愛称として用いています。

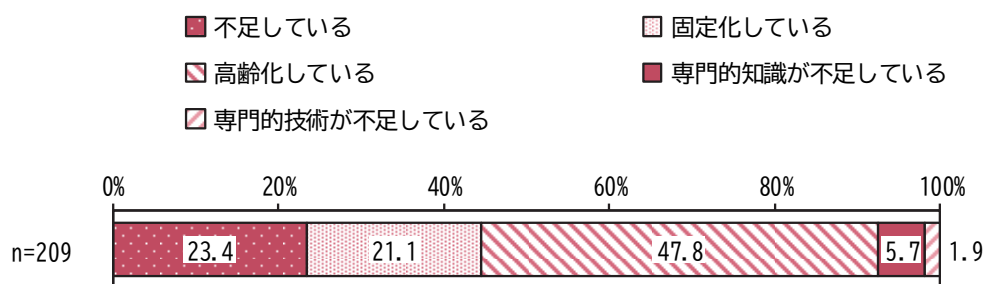


基本施策（４）担い手の育成・確保

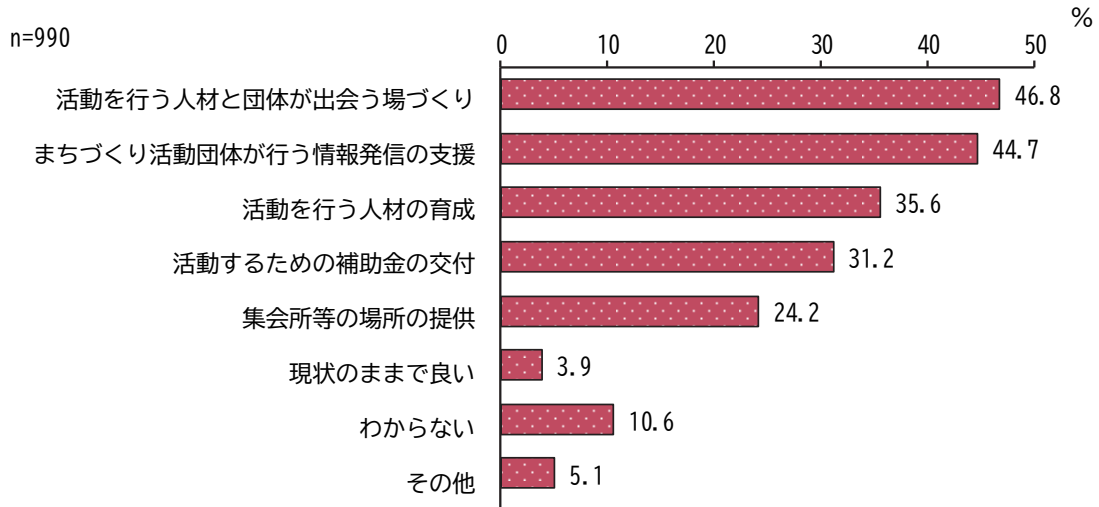
現状と課題

団体調査では、会員に関する活動上の課題や問題点について、「高齢化している」の割合が最も高く、次いで「不足している」「固定化している」となっています。また、市民調査では、地域活動の支援のために、今後、市が行うべきことについては、「活動を行う人材と団体が出会う場づくり」「活動を行う人材の育成」など人材に関することが上位を占めており、活動の担い手の育成・確保が重要となっています。

「会員」に関する活動上の課題や問題点（調査対象：団体）



地域で活動していくための支援として市が行うべきこと（調査対象：市民）



方向性

将来のまちづくり活動を支える人材を確保するため、地域コミュニティへの理解と自治会等への参加を促進するとともに、「若者のための夏休みボランティア」の参加者や、うらやす市民大学の講座受講生等を団体活動につなげるネットワークを充実します。

取り組み事項①：うらやす市民大学の活用促進

うらやす市民大学の講座を通じて、市民がまちづくり活動を継続・発展的に行えるよう、必要な知識や技能について学びの機会を提供し、まちづくり活動の担い手へとつなげます。

取り組み事項②：自治会等への参加促進

地域コミュニティの中心となる自治会活動や、老人クラブ活動により多くの市民が自主的・自発的に参加できるよう、地域コミュニティの理解と関心を高める周知・啓発に取り組み、まちづくり活動の担い手の育成、確保に努めます。

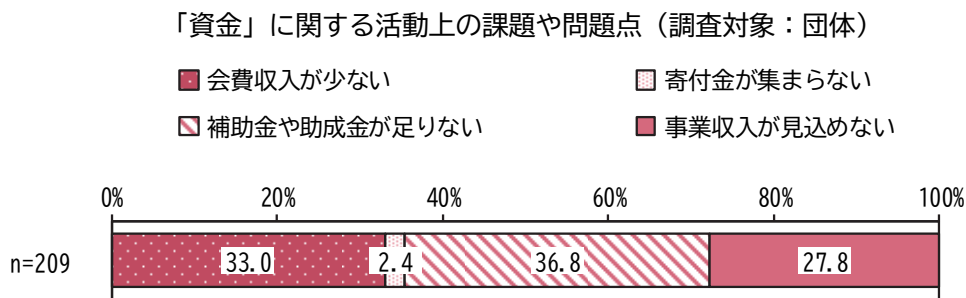
取り組み事項③：人材に関する情報収集・ネットワークづくり

市民活動センター登録団体の活動状況や課題を整理し、「若者のための夏休みボランティア」の参加者や、うらやす市民大学の講座受講生等を市民活動団体の活動への参加につなげるなど、各団体との連携を図り、人材を活用するネットワークづくりに努めます。

基本施策（5）運営基盤強化等の支援

現状と課題

団体調査では、資金に関する活動上の課題や問題点について、「補助金や助成金が足りない」の割合が最も高く、次いで「会費収入が少ない」「事業収入が見込めない」となっています。これまでも市では、まちづくり活動団体が主体的に活動に取り組めるよう、市民活動補助金制度など各種補助金制度や市民活動センターにおける活動支援など様々な支援を行ってきましたが、各団体の運営においては資金面や会員の減少など様々な課題が見られることから、団体が安定して活動できる運営支援が引き続き求められます。



方向性

団体が安定して活動できる環境を整えるため、団体の活動上の課題解決に向けた講座等を実施するとともに、市民活動補助金制度の周知や必要に応じた見直しを行います。さらに、多様な主体が連携・協力できるよう、中間支援組織である市民活動センターの機能を充実します。

取り組み事項①：課題解決に必要な講座等の実施

団体が安定的かつ継続的に活動が行えるよう、団体の抱える人材面や財政面など運営に関わる様々な課題の解決につながるよう、市民活動団体応援講座をはじめ、各種講座等を実施します。

取り組み事項②：市民活動補助金制度の見直し

団体の自立や活動の活性化につながるよう、制度の趣旨や内容を積極的に周知するとともに、申請書類や審査の簡略化について、団体が利用しやすい制度となるよう必要に応じて見直しを図ります。

取り組み事項③：中間支援組織である市民活動センター機能の充実

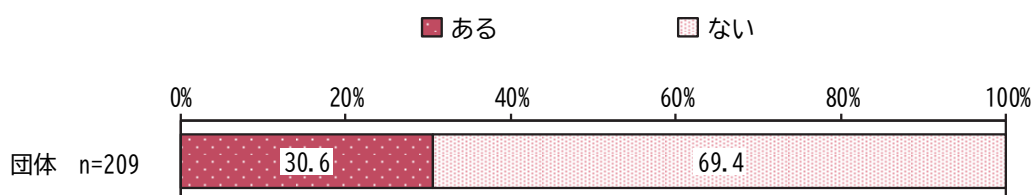
様々な分野で活動するまちづくり活動団体が、まちづくり活動に関する情報の共有を行うとともに、連携・協力しながら様々な活動を行えるよう市民活動センターにおける情報提供、相談支援、人材育成、ネットワークづくりなどの中間支援機能の充実を図ります。

基本施策（6）団体の交流の活性化

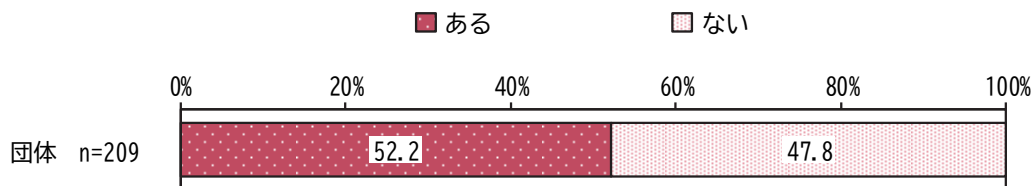
現状と課題

団体調査では、市と一緒に事業を実施したことが「ある」団体は約3割となっており、他の市民活動団体・地域活動団体・法人市民団体と一緒に事業を実施したことが「ある」団体は約5割となっています。その成果として、「単独で行うよりも成果があった」「組織の活動領域が広がった」「組織のイメージアップにつながった」「組織の活動基盤強化につながった」などが挙がっており、団体同士の交流を促進することが重要です。

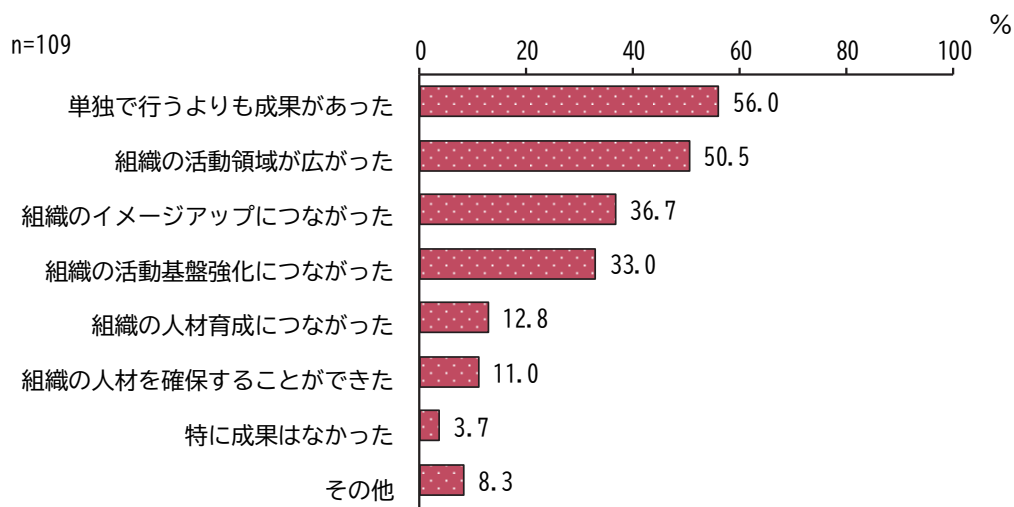
市との連携・協力による事業の実施状況（調査対象：団体）



他団体との連携・協力による事業の実施状況（調査対象：団体）



他団体と連携・協力して事業を実施した際の成果（調査対象：団体）



方向性

様々な分野で活動する団体が、双方の資源を持ち寄り、連携・協力しながら活動を継続・発展していけるよう、コーディネート機能を強化するとともに、団体が交流する機会づくりや地域における活動の場づくりを行います。

取り組み事項①：コーディネート機能の強化

市民活動センターを中心として、他団体と一緒に事業を実施することに対する調整や助言、団体の交流などを行うコーディネート機能を強化します。

取り組み事項②：団体が交流する機会づくり

様々な団体が集い、市民と交流する「まちづくりフェスタwith」の開催やこれから活動を始める市民や団体を結びつける「若者のための夏休みボランティア」、「うらやすNPOウィーク」などを実施するとともに、地域課題の解決や団体相互の連携・協力の促進を目的とした「つなぐプロジェクト」など団体が交流する機会づくりの充実を図ります。



まちづくりフェスタwith



NPOウィーク

取り組み事項③ 地域における活動の場づくり

地域コミュニティの活性化及び促進のため、市民活動センターやまちづくり活動プラザ、公民館等公共施設を活用し、市民が交流する機会づくりの充実を図ります。

まちづくり活動プラザ

まちづくり活動プラザは、平成26年度に閉校した旧入船北小学校をリニューアルし、さまざまな世代の人々が、交流や活動をすることができる施設です。



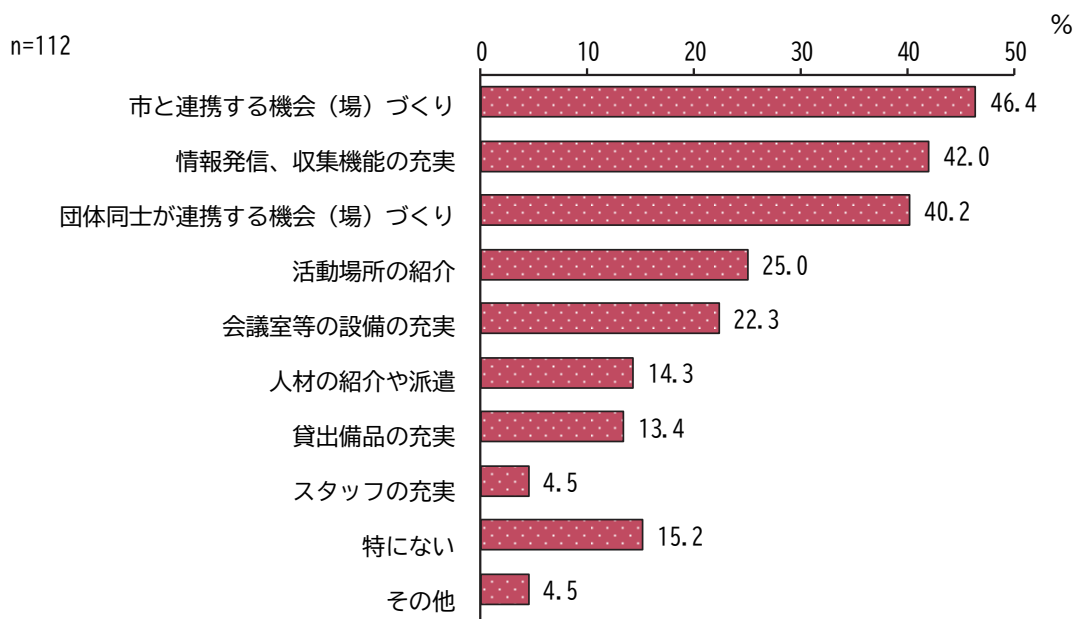
計画目標 ② 多様な主体によるまちづくりを推進する

基本施策（１）情報を生かす仕組みづくり

現状と課題

団体調査（市民活動団体のみ）では、市民活動センターとして必要な機能は、「市と連携する機会（場）づくり」「情報発信、収集機能の充実」「団体同士が連携する機会（場）づくり」が上位を占め、連携強化や情報提供の充実が求められています。

「市民活動センター」として必要な機能（調査対象：市民活動団体）



方向性

多様な主体が連携しやすい環境を整えるため、市民活動センターを活用した情報共有の支援を行います。また、市と連携する機会を創出するため、職員に向けて、多様な主体との連携・協力を促すために必要な情報を提供します。

取り組み事項①：多様な主体間の情報共有支援

まちづくり活動団体が持つ情報を共有できるよう、市民活動センターを拠点とし、様々な情報共有支援を行います。

取り組み事項②：連携・協力を促すための職員への情報提供

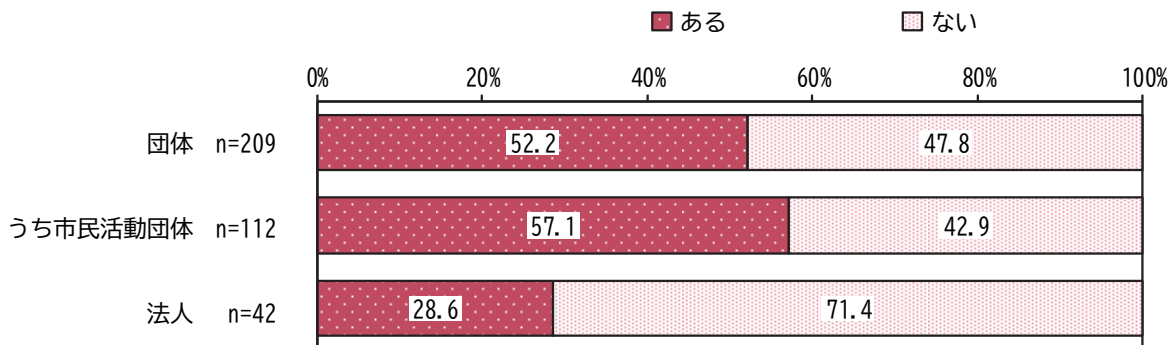
市民参加に関する事業の事例紹介や、まちづくり活動団体が行っている活動内容について、職員に情報を提供し、多様な主体との連携・協力を促します。

基本施策（２）相互協力を育む環境づくり

現状と課題

他団体との連携の実績について、団体調査では、連携して事業を行った実績がある団体は約５割、市民活動団体では約６割にのぼります。法人調査では、連携の実績がある法人が約３割となっています。ますます複雑化する地域課題に対し、各主体が協力し合うことで効果的な地域課題解決をさらに促進していくことが必要です。

他団体と連携した事業の実施経験（調査対象：団体、法人）



方向性

地域課題の解決を進めるため、まちづくり活動団体がそれぞれの特性を活かし協力できる環境を整えます。さらに、専門家によるアドバイザー事業を実施することで相談体制を強化し、あわせて企業の資源の活用や学校教育との連携を通じた幅広い協力関係を築きます。

取り組み事項①：多様な主体が集う場づくり

地域課題の解決に向けた情報交換や課題の共有が図られるよう、まちづくり活動団体が集う場づくりとして、「つなぐプロジェクト」や「まちづくり活動補助金制度」などを活用した連携事業を引き続き実施し、また、市民活動センターやまちづくり活動プラザ、公民館等公共施設を活用して多様な主体が集う場づくりを整備していきます。

また、多様な主体が互いに交わり、情報を共有できる仕組みづくりを進めます。

取り組み事項②：主体間の連携と相談機能の強化

団体と行政が連携する際の課題について、専門家の立場からの助言等を行うアドバイザー事業を引き続き実施し、相談機能の強化に努めます。

取り組み事項③：企業との協力の推進

様々な企業と包括連携に関する協定を締結し、企業が持つ資源を有効に活用した幅広い分野での連携・協力を進めます。

取り組み事項④：学校教育との連携の促進

市内小・中学校の学校地域連携運営協議会において、市民と学校が連携・協力しながら、地域や学校の課題解決に向けた取り組みを進めます。

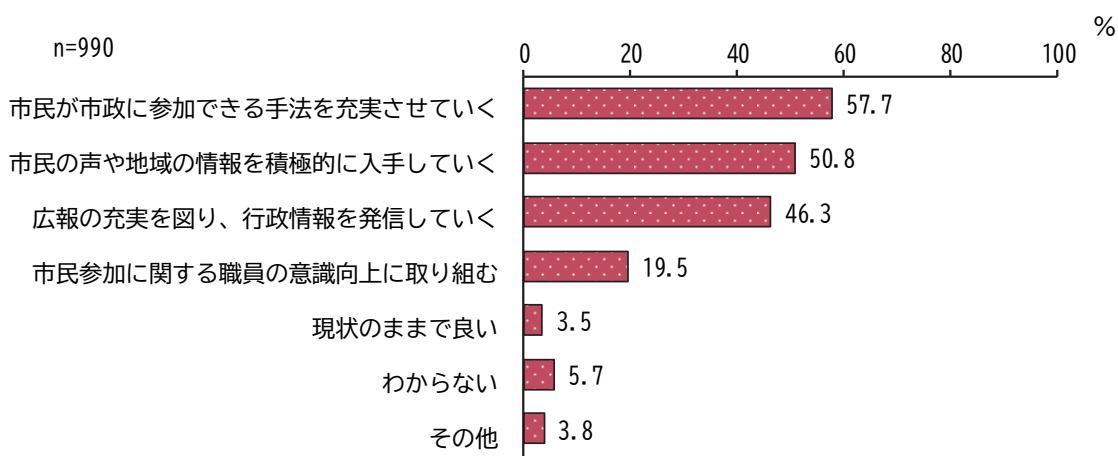
基本施策（3）手法・体制の確立

現状と課題

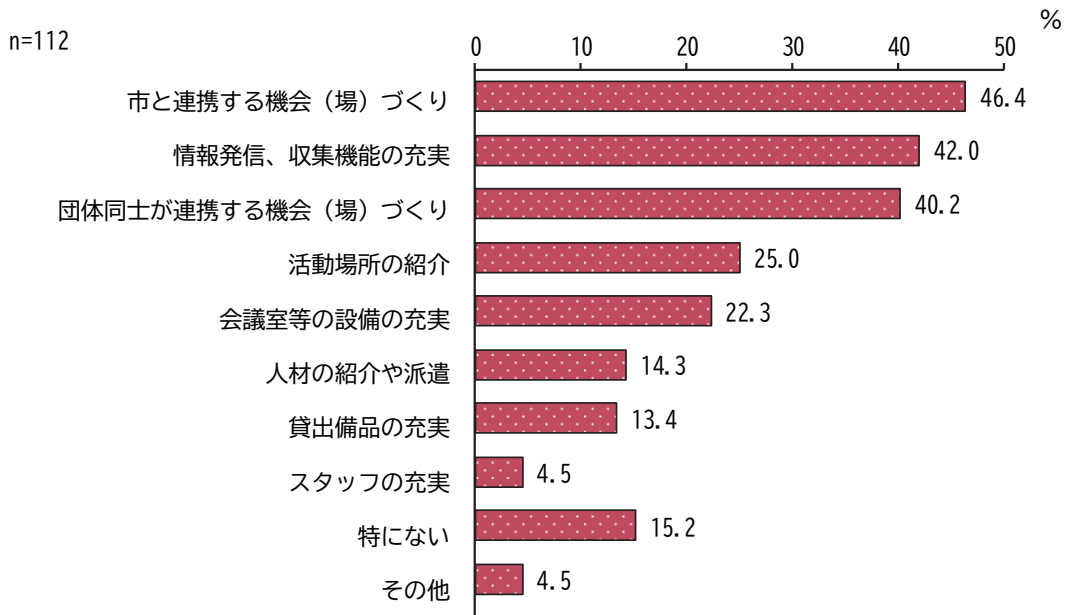
市民調査では、市民の力を生かすために市政が行うべきことについて、「市民が市政に参加できる手法を充実させていく」「市民の声や地域の情報を積極的に入手していく」「広報の充実を図り、行政情報を発信していく」といった意見が上位を占めています。団体調査（市民活動団体のみ）では、市民活動センターに求める機能として、「市と連携する機会（場）づくり」「情報発信、収集機能の充実」「団体同士が連携する機会（場）づくり」が挙げられ、連携を支える仕組みへの期待が高いことがうかがえます。

また、団体や企業が行政と連携して行う事業である「まちづくり活動補助金制度」の認知度は、法人調査で約2割、団体調査で約4割半、市職員調査で約4割半にとどまっていることから、幅広い周知が必要です。

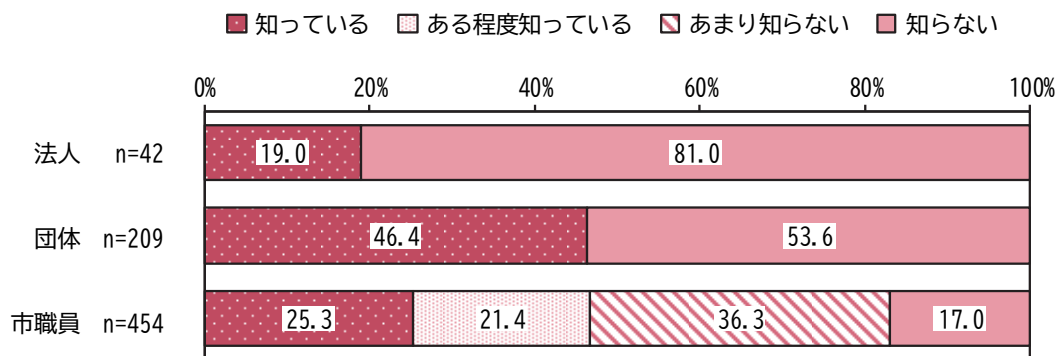
市民の力を生かすために市政が行うべきこと（調査対象：市民）



「市民活動センター」として必要な機能（調査対象：市民活動団体）



「まちづくり活動補助金制度」の認知状況（調査対象：法人、団体、市職員）



方向性

多様な主体が連携して活動できるよう、まちづくり活動補助金制度の周知や必要に応じた見直しをするほか、市民活動センターを通じた支援を強化するとともに、地域資源を最大限に活用する環境を整備します。

取り組み事項① まちづくり活動補助金制度の見直し

様々なまちづくり活動に取り組む団体が連携・協力して事業や活動が行えるよう、まちづくり活動補助金制度の趣旨や内容を積極的に周知し、必要に応じて見直しを図ります。

取り組み事項②：中間支援組織である市民活動センター機能の充実【再掲】

様々な分野で活動するまちづくり活動団体が、まちづくり活動に関する情報の共有を行うとともに、連携・協力しながら様々な活動を行えるよう市民活動センターにおける情報提供、相談支援、人材育成、ネットワークづくりなどの中間支援機能の充実を図ります。

取り組み事項③：地域資源の発掘・活用に向けた環境整備の推進

団体や個人が保有する活用可能なスキルやノウハウを他の団体や個人等に提供するなど、地域資源の発掘・活用に向けた環境整備を推進します。

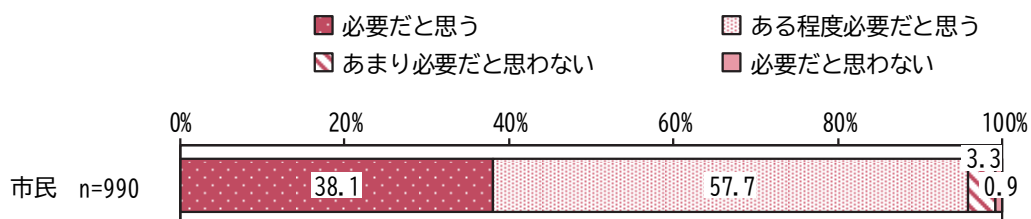
基本施策（４）市民と職員が学ぶ機会の充実

現状と課題

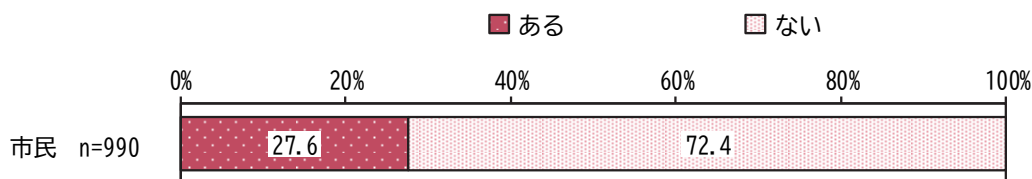
市民調査では、まちづくり活動への市民の積極的な参加の必要性については、肯定的な評価は9割半ばとなっているものの、地域でのまちづくり活動への参加経験は約3割となっています。まちづくり活動に参加しなかった理由は「きっかけや機会がない」「参加する方法がわからない」「参加を求められていることを知らない」が上位をしめています。

また、職員調査では、市民の市政参加の必要性を感じている職員が約8割となっており、市職員からも市民のまちづくり活動への積極的な参加が望まれています。

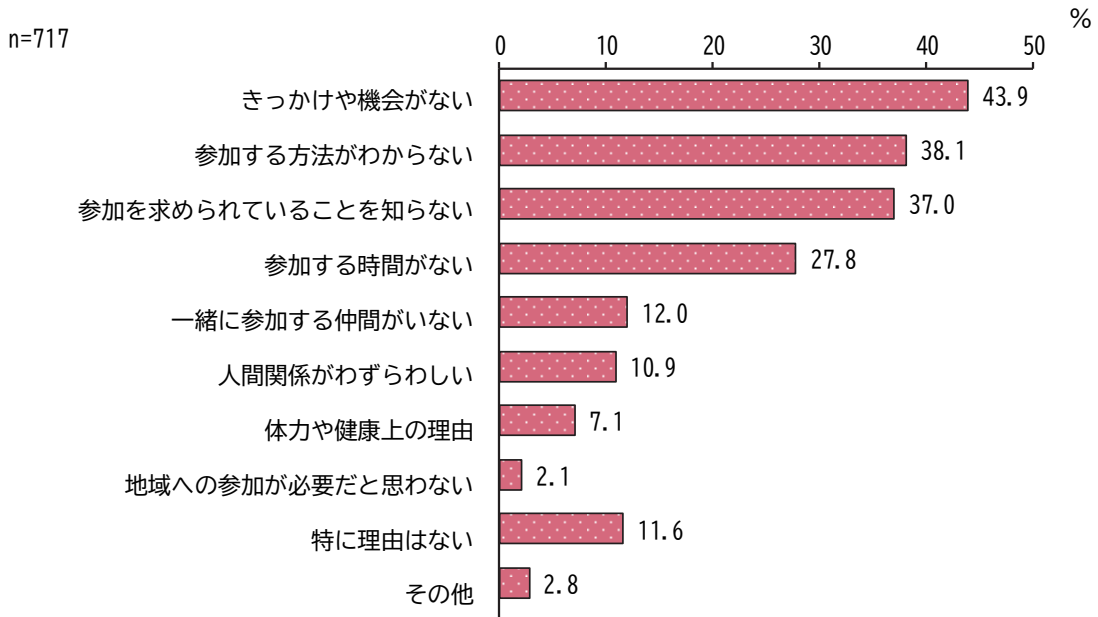
まちづくり活動への市民参加の必要性（調査対象：市民）



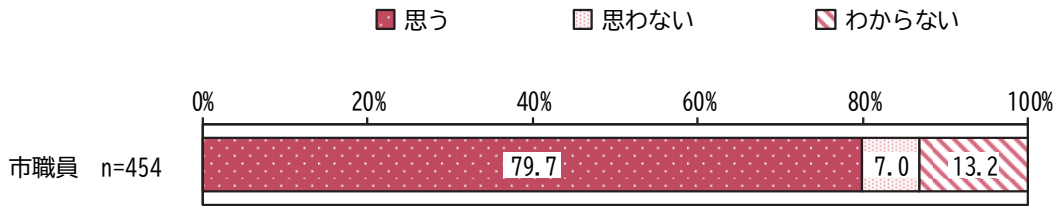
地域でのまちづくり活動への参加経験（調査対象：市民）



まちづくり活動に参加したことがない理由（調査対象：市民）



市民の市政参加の必要性（調査対象：市職員）



方向性

市民と職員がまちづくりに主体的に関われるよう、職員向け講習会や市民向け講演会を開催し、双方の意識を高めます。

取り組み事項①：職員向け講習会の実施

職員が市民活動の意義や目的を理解し、行政施策やまちづくり活動への支援に結び付けていくことができるよう、職員向けの講習会を実施します。



職員向け講習会

取り組み事項②：市民向け講演会の実施

市民の一人ひとりがまちづくりの当事者であることを認識し、市民参加についての理解を深めるきっかけづくりとなる市民向けの講演会を実施します。



市民向け講演会

計画目標 ③ 行政の取り組みへの参加を促進する

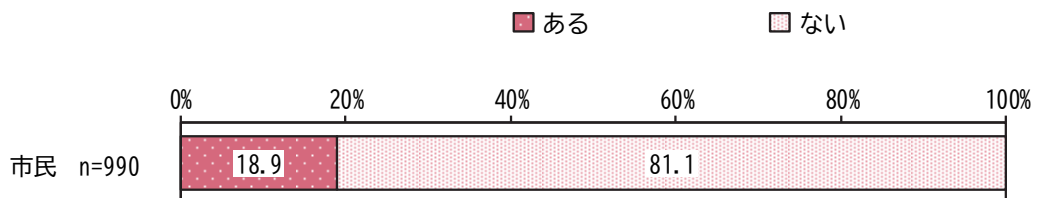
基本施策（１）行政情報提供の充実

現状と課題

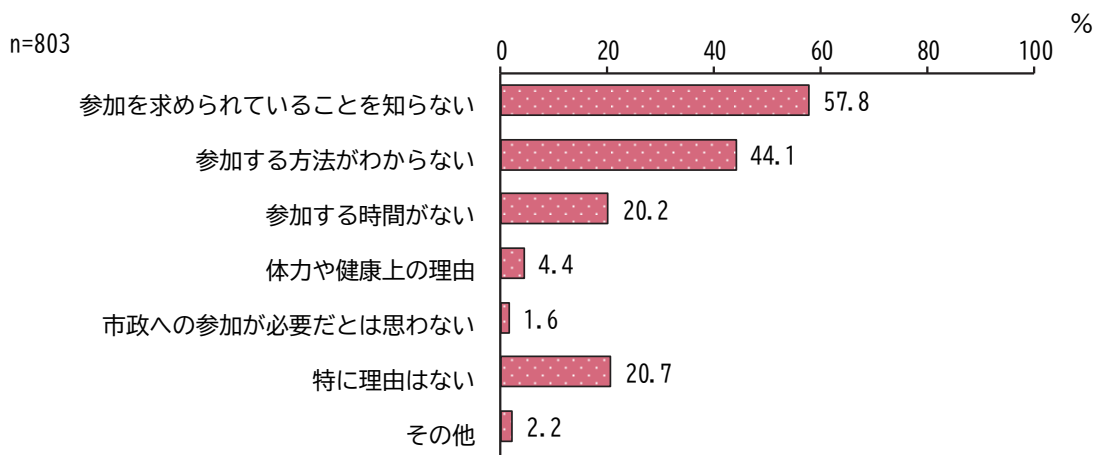
市の政策決定を行う過程で、様々な形で市民の参加を得ることは、より良い政策立案や効果的な事業運営につなげるうえで重要です。

市民調査では、市政の取り組みへの参加経験がない市民が約８割を占めています。その主な理由として、「参加を求められていることを知らない」「参加する方法がわからない」などが挙げられており、市政への市民参加を促進するために、市が市民参加を求めていることを強く情報発信すること、市民が参加しやすいよう必要な情報を分かりやすく周知することが求められています。

市政の取り組みへの参加経験（調査対象：市民）



参加したことがない理由（調査対象：市民）



方向性

様々な媒体を通じて情報提供を行うとともに、行政情報の公開等により、市民がまちづくりに関心を持ち参加できるよう取り組みます。

取り組み事項①：情報を取得する機会の充実

広報うらやすや市ホームページなど様々な広報媒体のほか、地域の掲示板や自治会の回覧板など、様々な媒体を活用して情報提供を行います。

取り組み事項②：行政への参加に関する情報の提供

行政への参加機会について、様々な広報媒体を活用して周知するとともに、ソーシャルメディアを活用した情報発信など、すべての市民が情報を得やすい方法による情報提供を行います。

取り組み事項③：情報公開の推進

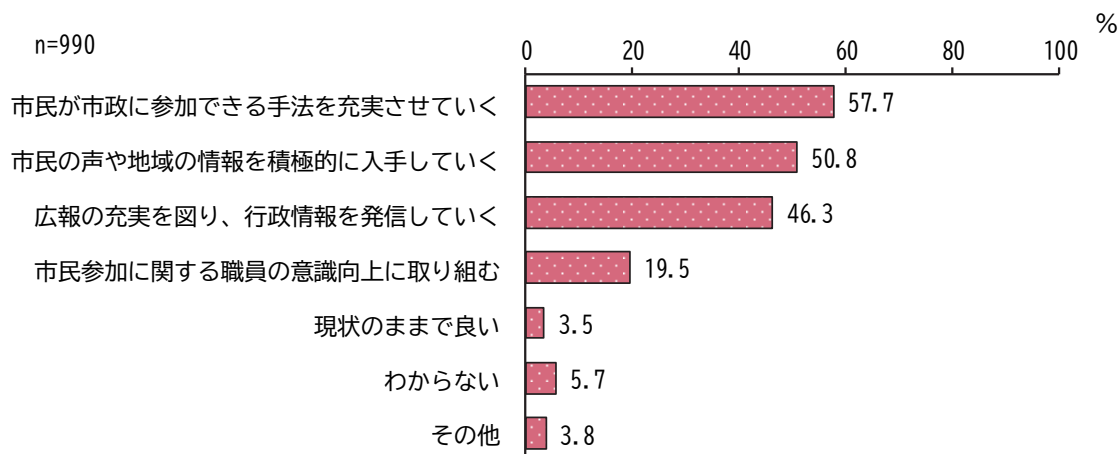
市民にわかりやすく正確な行政情報の積極的な公開を図るとともに、審議会等の傍聴の公開、資料や議事録等の公表により、開かれた行政となるよう努めます。

基本施策（２）市民・地域に関する情報の把握

現状と課題

市民調査では、市民の力を生かすために市政が行うべきこととして、「市民が市政に参加できる手法を充実させていく」「市民の声や地域の情報を積極的に入手していく」「広報の充実を図り、行政情報を発信していく」が上位を占めており、市民の参加手法の充実とともに地域に関する情報入手が求められています。

市民の力を生かすために市政が行うべきこと（調査対象：市民）



方向性

行政に市民や地域の声を反映するため、市民参加に関する意識調査や地域活動団体からの意見聴取を通じて多様なニーズを収集するとともに、ICTを活用した情報収集手段を検討します。

取り組み事項①：情報収集手段の充実

市長への手紙やインターネット市政モニターなどを活用するとともに、自治会や老人クラブなどから寄せられる様々な分野における市への意見や要望を聴取するなど、市民の多様なニーズを把握し、行政運営に反映します。

取り組み事項②：ICTを活用した多様な情報収集手段の検討

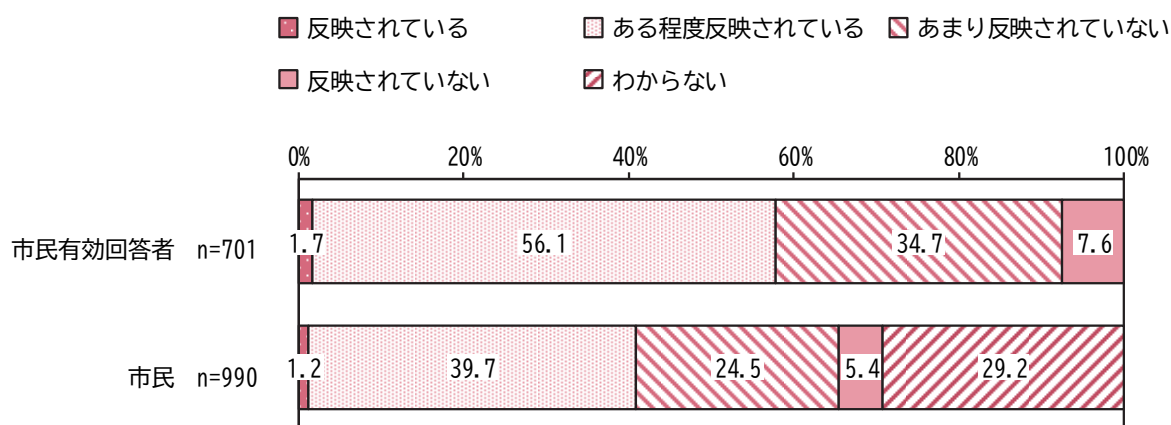
社会環境の様々な変化により発生する、新たな市民ニーズや多様な意見などを適切に把握し、市民参加の裾野を広げられるよう、時代の変化に対応したソーシャルメディアを活用するなど、ICTを活用した多様な情報収集手段を検討します。

基本施策（3）参加機会の充実

現状と課題

市政へ市民の意見が反映されているかについて、市民調査では、肯定的な評価が約4割、否定的な評価が約3割、「わからない」が約3割となっています。市民の意見や提言を市政に反映させるための仕組みを充実させていくうえで、市政に関する情報提供や広報活動をより一層充実させていくことが重要です。

市政への市民の声の反映状況（調査対象：市民）



※市民有効回答者とは、「わからない」を除いた回答者（有効回答者）です。

方向性

市民が行政運営に積極的に関われるよう、パブリックコメントや市民公募委員の登用など市民が参加しやすい機会を充実するとともに、ICTを活用した新たな参加方法を検討します。

取り組み事項①：参加手法の充実

行政への参加機会を確保するために実施するパブリックコメントや審議会等への市民公募委員の登用などを引き続き進め、市民の声を聴く機会を設けるなど参加手法を充実させるとともに参加の機会を増やします。

取り組み事項②：多様な参加手法の検討

I C Tの普及などにより、市民参加の手法が変化していく中、オンライン会議など市民が多様な手法で行政運営に参加する仕組みを検討します。

推進体制及び進行管理

1 推進体制

市民と市は、共にまちづくりの当事者であるという意識を持ち、それぞれの役割の中で計画に示された取り組みを進めていくことが大切です。

市民、まちづくり活動団体、市がそれぞれの役割のもとに、市民参加によるまちづくりに取り組みます。

また、市はまちづくり活動の支援機能を高め、関係機関と連携しながら、市民が行う公益的な活動の支援に取り組みます。

①市民、まちづくり活動団体、市との相互協力による計画の推進

市民、まちづくり活動団体、市がそれぞれの役割のもとに、市民参加によるまちづくりに取り組みます。

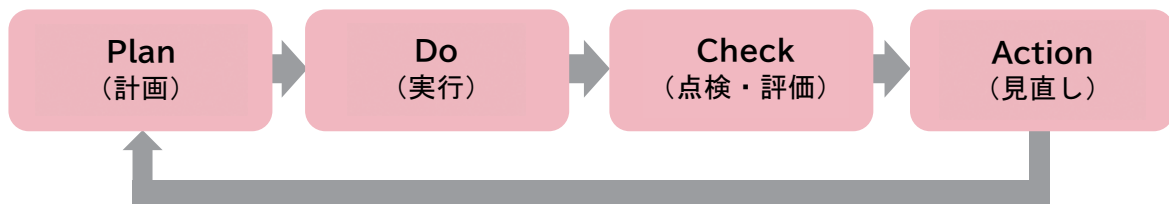
②市民活動センターの運営

中間支援組織としての機能を高め、関係機関と連携しながら、市民が行う公益的な活動の支援に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、PDCAサイクルを確実にを行い、計画の着実な推進をめざしていきます。



①市民参加推進会議の運営

市民参加を適正に推進していくことを目的に設置された附属機関（市民参加推進条例第11条）として、市民参加推進計画に関する事項、市民参加の進捗状況や推進に関する事項について、審議します。

②市民参加推進検討委員会の運営

市民参加推進の基本的な事項及び重要事項について調査検討することを目的に設置された庁内調整機関として、市民参加の総合調整及び実施促進に関する事項について、庁内で検討・調整を行います。

資料編

1 市民参加の取り組み状況

「第3期市民参加推進計画（令和3年度～令和7年度）」の進捗状況の把握を目的に、市民参加の観点からどのような事業を行っているのか、全庁的に実施状況調査を行いました。下の表は、その結果を計画目標別及び36ページの市民参加に関する手法一覧別に年度ごとで示したものです。

計画目標		R3	R4	R5	R6
計画目標Ⅰ					
まちづくり活動を支援する	(1)情報発信支援の充実	62	167	251	250
市民の自主性・自立性を尊重しながら、市民が行うまちづくり活動を支援し、活動を活性化していきます。	(2)運営基盤強化等の支援				
	(3)団体相互の連携・協力の促進				
計画目標Ⅱ					
まちづくり活動への参加を促進する	(1)情報提供の充実	23	17	19	23
市民のまちづくり活動に対する関心を高め、市民主体のまちづくり活動への参加を促していきます。	(2)活動に参加する機会の充実				
	(3)担い手の育成・確保				
計画目標Ⅲ					
行政の取り組みへの参加を促進する	(1)行政情報提供の充実	254	134	151	139
市民の行政への関心を高め、積極的な市民参加のもとで行政の取り組みを進めていきます。	(2)市民・地域に関する情報の把握				
	(3)参加機会の充実				
計画目標Ⅳ					
多様な主体によるまちづくりを推進する	(1)情報を生かす仕組みづくり	8	23	25	29
市民と行政の意識を高め、市民、団体、学校、法人、行政など多様な主体の連携・協力・補完による地域課題の解決と地域づくりにつなげていきます。	(2)相互協力を育む環境づくり				
	(3)手法・体制の確立				
	(4)市民と職員が学ぶ機会の充実				
合計		347	341	446	441

市民参加に関する手法一覧

【情報の共有】

行政情報を提供するために情報発信をするもの。また、まちづくり活動団体が情報を発信するための支援を目的とする事業。

【公募委員が在籍する審議会】

法律や条例の定めるところにより設置された、審議会等の附属機関。また、内部の要綱・規約で定めた委員会等で、公募市民を含んだ形で構成されている機関。

【パブリックコメント（市民意見提出手続・意見公募手続）】

市民参加推進条例、及び行政手続条例に基づき実施されたパブリックコメントの案件。

【ワークショップ・勉強会】

市民や専門家、市職員が対等な立場に立って研究テーマ等についてアイデアを出し合い、計画の提言や案を作っていく参加体験型の方法。

【愛称・作文募集】

テーマを決めて、市民から愛称・作文・標語・ポスターなどを募集する方法。

【住民説明会・意見交換会】

市民に対し計画や事業等の内容を説明し、市民に意見を聴きながら進めていく方法。住民説明会は市（事業者）から市民への情報提供に、意見交換会は市民と市（事業者）との相互理解に重点が置かれる。

【フォーラム・講演会】

参加者全員の議論を原則とした公開の討論会や座談会。また、多数参加型のイベント。

【アンケート調査】

無作為抽出によって市民の意向、ニーズ、満足度等を調査する手法。また、計画や事業の策定段階で市民の意見や関係団体等の意向を把握するために行う場合もある。

【参加機会づくり】

上記以外の市民参加の方法により、市民が行政に参加する動機づけとなるような方法等。

【後援】

団体等の行う事業の趣旨に賛同し、その実施を支援すること。

「浦安市共催及び後援に関する規程」（市長部局）あるいは「共催及び後援に関する規程」（教育委員会）に基づき実施している事業。

【共催】

団体等の行う事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担すること。「浦安市共催及び後援に関する規程」（市長部局）あるいは「共催及び後援に関する規程」（教育委員会）に基づき実施している事業。

【実行委員会(協議会)】

まちづくり活動団体と行政が、「〇〇委員会」や「〇〇協議会」といった新しい組織を立ち上げ、事業に取り組む方法。

【事業協力】

まちづくり活動団体と行政が、お互いの資源（人材、資金、情報等）を出し合い、事業に取り組む方法。開催方法、事業内容については様々な形態があるが、まちづくり活動団体が行政の後方支援をするケースが多い。

【補助金】

行政がまちづくり活動団体の行う事業に対して、公益上必要と認めた事業や研究などに対して、費用の一部を補助する方法。

【委託】

行政が担うべき事業を、行政にはない優れた特性を持つ第三者（まちづくり活動団体）に対して契約により委ねる方法。

【公の施設の使用】

まちづくり活動団体の活動場所として、市の施設・土地を無償又は低額で貸し出す方法。

※「まちづくり活動団体」とは、行政から見た市民参加に関する事業を行うパートナーのことであり、以下の団体が挙げられる。

市民活動団体：特定のテーマ分野での公益的活動を担うNPO団体やボランティア活動団体等。

地域活動団体：特定の地域での公益的活動を担う自治会や子ども会・老人クラブ・PTA、マンション管理組合等。

法人市民団体：営利を目的としない公益的活動を担う民間企業や大学等の公益法人団体等。

【令和6年度市民参加に関する事業実施状況報告について】

事業の方法	第3期			
	令和3	令和4	令和5	令和6
情報の共有	25	21	24	24
公募委員が在籍する審議会等	18	17	15	15
パブリックコメント (市民意見提出手続・意見公募手続)	22	14	17	10
ワークショップ・勉強会	10	3	4	5
愛称・作文募集	2	2	4	4
住民説明会・意見交換会	1	6	2	5
フォーラム・講演会	4	5	9	11
アンケート調査	4	6	6	4
参加機会づくり	15	14	15	14
後援	67	94	181	182
共催	17	20	28	24
実行委員会(協議会)	8	6	8	7
事業協力	50	39	42	46
補助金	86	75	71	69
委託	13	15	15	15
公の施設の使用	5	4	5	6
合計(件)	347	341	446	441

2 用語解説

用語	解説
〔あ行〕	
ICT	Information & Communication Technology の略。情報処理のほかネットワーク通信を活用した情報の共有といった情報通信技術。
意見公募手続	パブリックコメントの一つで、行政の公正の確保と透明性の向上を図るため、市が規則や審査基準などを制定する際に、事前にその案と関連する資料を公表し、意見や情報を募集する手続。
インターネット市政モニター（Uモニ）	身近な行政課題などについて、市民の声を市政に反映させるため、インターネット環境を通じて、即時に市民の考えや意見を聞く市政モニター制度。
うらやすNPOウィーク	市民活動の啓発及び活性化を図ることを目的に、市民活動団体の活動内容を展示し、市民に広く周知する場として開催している。
浦安市総合計画	浦安市における最上位の行政計画であり、目指すべき将来都市像やその実現に向け骨格となるまちづくりの基本的な方針などを掲げ、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針となるもの。
SNS	Social Networking Service の略。インターネットを使って、人と人のコミュニケーションを行うためのサービス。
NPO	「Non Profit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）」の略。一般的に、「営利を目的としない民間団体」の総称として使われている。 NonProfit=非営利 Organization=団体
NPO法人	「特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）」に基づき、都道府県又は指定都市により認証され、法務局への法人登記を済ませた法人のことで、正式には「特定非営利活動法人」という。
〔か行〕	
共催	団体等の行う事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担すること。
後援	団体等の行う事業の趣旨に賛同し、その実施を支援すること。
広報うらやす	市政全般に関する情報を市民にわかりやすく正確に提供し、市政への理解と協力を得ることを目的に、制作している。市の施策、イベント、各種お知らせなどを掲載し、毎月1日と15日に発行している。
〔さ行〕	
市民意見提出手続	パブリックコメントの一つで、実施機関が政策、施策又は事業を行うにあたり、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集する手続。
市民活動	特定のテーマ分野においてまちづくりの一助となる公益的な活動。
市民活動補助金制度	地域で抱える社会的課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活動団体が自ら企画立案し実施する事業について、公益性や実行性などが認められたものに対し、市がその事業費の一部を補助することにより、自主性のある市民活動と市民活動団体の自立を促進させるための制度。

用語	解説
市民公募委員	民意の反映とより多くの市民参加の機会を与えていくという観点から、一般公募によって選考される委員のこと。
市民参加	市民が市政に参加し、まちづくり活動に参加すること。
審議会等	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもの。
ソーシャルメディア	インターネットを通じて不特定多数の利用者が情報をやり取りする媒体。
〔た行〕	
地域コミュニティ	一定の地域を基盤に構築され、地域住民を構成要素とし、住民相互のつながりによって形成されるもの。
中間支援組織（機能）	行政と地域の間立ち、様々な活動を支援する組織。NPOへの支援などを主目的として発足するケースが多い。
つなぐプロジェクト	市民活動団体と地域活動団体や事業者などが、双方の資源を持ち寄り連携して事業や活動を行うことで、その効果を更に高め、豊かなまちづくりにつながることを目的として実施している。
〔は行〕	
パートナーシップ	地域社会において行政、住民、民間団体、企業などがそれぞれの役割を認識し、互いに信頼と協力のもとで課題解決や目標達成に向けて連携を図る関係のこと。
ボランティア活動	個人の自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動。
〔ま行〕	
まちづくり	浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組のこと。
まちづくり活動団体	市民活動団体、地域活動団体、法人市民団体。 （具体例） ・市民活動団体 特定のテーマ分野での公益的活動を担うNPO団体やボランティア活動団体等。 ・地域活動団体 特定の地域での公益的活動を担う自治会や子ども会・老人クラブ・PTA、マンション管理組合等。 ・法人市民団体 営利を目的としない公益的活動を担う民間企業や大学等の公益法人団体等。
まちづくり活動補助金制度	市とまちづくり活動団体が連携及び協力し、地域の課題、行政の課題を解決するために、まちづくり活動団体等から事業を募集し、市とまちづくり活動団体が事業を実施する制度。
まちづくり基本条例	まちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めているもの。
まちづくり講座	市民が市民活動に対して興味を持ち、地域で活動を始めるきっかけとなる講座を開催している。
まちづくりフェスタ with	展示やワークショップなどの方法で市民活動・まちづくり活動を啓発するとともに、団体や来場者の交流の場を創り出すことを目的として開催している。
〔わ行〕	
若者のための夏休みボランティア	夏休み期間に、市内在住・在学の中学生以上から 20 代までの方を対象に、市民活動団体の活動体験を通して社会貢献を学ぶ機会を提供している。

3 計画策定の経過

実施時期	実施項目	実施内容
令和6年1月31日	市民参加推進検討委員会	・第4期市民参加推進計画策定スケジュール(案)について
令和6年2月21日	市民参加推進会議	
令和6年5月23日	市民参加推進検討委員会	・第4期市民参加推進計画に係る市民意識調査(概要案)について
令和6年7月3日	市民参加推進会議	
令和6年6月26日	市民活動団体へのインタビュー	・市内の市民活動団体を対象に実施
令和6年8月5日 ～23日	市民参加に関する意識調査	・市民、団体、学校、法人、市職員を対象に実施
令和6年10月17日	市民参加推進検討委員会	・第3期市民参加推進計画の取り組みと実績について ・第4期市民参加推進計画に伴う市民意識調査の状況について(中間報告)
令和6年11月13日	市民参加推進会議	
令和7年1月31日	市民参加推進検討委員会	・第4期市民参加推進計画に係る市民意識調査の状況について
令和7年3月5日	市民参加推進会議	
令和7年5月15日	市民参加推進検討委員会	・第4期市民参加推進計画策定スケジュールについて ・第4期市民参加推進計画に係る市民意識調査報告について
令和7年6月13日	市民参加推進会議	
令和7年7月23日	市民参加推進検討委員会	・第3期市民参加推進計画の取り組みと実績について ・第4期市民参加推進計画(骨子案)の審議
令和7年8月21日	市民参加推進会議	
令和7年10月14日	市民参加推進検討委員会	・第4期市民参加推進計画(素案)の審議
令和7年11月4日	市民参加推進会議	
令和7年12月26日 ～令和8年1月26日	パブリックコメント	・第4期市民参加推進計画(素案)についての意見募集
令和8年2月20日	市民参加推進検討委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・第4期市民参加推進計画の報告
令和8年3月19日	市民参加推進会議	

4 審議機関委員編成

市民参加推進会議（浦安市市民参加推進条例に基づく附属機関）

- 会長： 関谷 昇 学識経験者（千葉大学）
副会長： 野田 哲由 学識経験者（SBC 東京医療大学）
委員： 友利 厚夫 学識経験者（明海大学）
牧野 剛 団体代表者（浦安市社会福祉協議会）
相原 勇二 団体代表者（ベイシニア浦安）
奥山 薫 団体代表者（特定非営利活動法人浦安まちづくりネット）
小島 紫織 市民公募
川田 道夫 市民公募
森島 芽依 市民公募

市民参加推進検討委員会（庁内検討機関）

- 委員長： 市民経済部長
副委員長： 市民経済部次長
委員： 総務部次長
企画部次長
財務部次長
福祉部次長
健康こども部次長
環境部次長
都市政策部次長
都市整備部次長
教育総務部次長（2名）
生涯学習部次長
消防本部次長

5 市民参加に関する意識調査の概要

①調査目的

第4期市民参加推進計画の策定にあたり、市民や自治会などのまちづくり活動を行う団体の意識が令和3年3月の第3期市民参加推進計画策定からどのように変化しているのか、また、これまでの取り組みの成果と課題を把握し、計画策定に反映することを目的に調査を実施しました。

②アンケート調査概要

5種類のアンケート調査を、以下の方法により実施しました。

	市民	団体	学校	法人	市職員
調査対象者	浦安市インターネット市政モニター制度登録者 ※16歳以上の市民	市民活動センター登録団体、自治会、老人クラブ、子ども会、浦安市立小中学校PTA連絡協議会	市内の小中学校 中学校 (私立1校含む)	市内法人 大学等	行政職員
サンプル数	1,761人	388団体*	27校	100団体	855人
抽出方法	該当者全てを対象	該当団体全てを対象	該当学校全てを対象	公開情報等をもとに抽出	該当者全てを対象
調査方法	電子	電子 (一部希望者に郵送)	電子	電子	電子
調査期間	8月5日～11日	8月5日～21日	8月5日～23日	8月5日～19日	8月5日～21日

*団体のサンプル数内訳

市民活動団体224団体、自治会84団体、老人クラブ48団体
子ども会31団体、浦安市立小中学校PTA連絡協議会1団体

③アンケート回収結果

	市民*1	団体	学校	法人	市職員	計
サンプル数	1,761	388	27	100	855	3,131
回収数	990	209	27	42	454	1,722
回収率(%)*2	56.2%	53.9%	100.0%	42.0%	53.1%	55.0%

*1 浦安市外在住者(12件)はサンプル数及び回収数から除外

*2 回収率=回収数÷サンプル数×100

6 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果

1. 件名

第4期浦安市市民参加推進計画（素案）

2. 募集期間

令和7年12月26日(金曜日)～令和8年1月26日(月曜日)

3. 実施時の周知方法

広報うらやす（1月1日号）、市ホームページ、情報公開室
市民参加推進課窓口、各駅前行政サービスセンター、中央図書館及び各分館
市公式X、市公式YouTube ※視聴数：139回

4. 意見提出数

・意見提出実人数	4人
・受付件数	6件
（内訳） 直接提出	0件
郵便	0件
ファクス	0件
電子メール	6件

5. 計画案等への反映結果

6件

A：意見を受けて加筆・修正したもの	0件
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの	4件
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの	0件
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの	0件
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの	2件

6. 資料

・第4期浦安市市民参加推進計画（素案）

7 浦安市市民参加推進条例

平成 16 年 3 月 24 日
条例第 1 号

私たちのまち浦安は、躍動感にあふれた個性と活力のある「まち」でありたい。

それは、市民が自主性や創造性を発揮し、個性ある文化をつくり出すことのできるまちであり、また、自然と質の高い様々な都市機能の調和を図り、それらの中で市民一人一人が生き生きとした豊かな暮らしを実現できるまちである。

漁業を中心に栄えた浦安は、人々の相互扶助の精神を基盤に成り立っていたが、海面の埋立てに伴い、まちが急激に変ぼうする中で、新旧の地域社会の人々が融和し合う「新しいふるさとづくり」を目指して発展してきた。

このような中、今日では市民の価値観の多様化などを背景として、身近な地域社会への市民の関心が高まっており、ボランティア活動やコミュニティ活動などを通じて、自らが浦安のまちづくりに積極的にかかわっていきこうという意識が広がってきている。

地方分権が進展する今、市民の持つ英知や豊かな社会経験を市政への参加を通じていかしていくことと、まちづくり活動とがあいまって、市と市民が共に市民参加を推進していくことにより、地域の特色をいかした個性豊かなまちづくりを進めていくことができる。

このような認識の下、市民が主役のまちづくりを市政の基本原則とする本市は、市民参加の基本となる理念やそれぞれの果たすべき責務を明らかにするとともに、市民参加についての諸制度を整備することにより、協働してまちづくりを進めることを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市民が市政に参加し、及びまちづくり活動を行うことをいう。
- (2) 協働 共通の目的を達成するために市と市民が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。
- (3) まちづくり活動 ボランティア活動、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動をいう。）その他の公益的な活動であって、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動をいう。
- (4) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。
- (6) 市民意見提出手続 実施機関が政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）を行うに当たり、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、及び意見に対する市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行うための手続をいう。
- (7) ワークショップ 政策等について、市と市民が平等な立場で自由な議論を行うことにより、その課題を整理分析し、政策等の策定に当たっての提言又は設計案作り等を行う会合をいう。

(基本理念)

第3条 市民参加は、市と市民との協働の理念に基づき、市民の市政への参加を推進すること及びまちづくり活動を促進することを旨として行われなければならない。

2 市民参加は、市民の持つ英知及び豊かな社会経験並びに市民の行う創造的なまちづくり活動に支えられていることを自覚し、それらを尊重して進められなければならない。

3 市民参加は、市民の福祉の増進が図られるとともに、市政運営の効率性が確保されることを基本として進められなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号）の趣旨にのっとり、情報公開の総合的な推進に努めることにより、市の政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における市民との情報の共有化を推進しなければならない。

2 市は、政策等の目的、内容及び効果を市民に分かりやすく説明する責務を有する。

3 市は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、市民が参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

4 市は、まちづくり活動を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、協働の理念によるまちづくりに努めるものとする。

3 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

(まちづくり活動団体の責務)

第6条 まちづくり活動を行う団体は、その活動を通じて市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第7条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市市民参加推進会議（以下「市民参加推進会議」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、市民参加推進計画を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、市民参加推進計画の変更について準用する。

5 市長は、市民参加推進計画の実施状況を公表しなければならない。

(審議会等の委員の選任)

第8条 実施機関は、市民参加を推進するため、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合を除き、次に掲げる事項その他規則で定める事項について、規則で定める基準を遵守するものとする。

(1) 再任の程度

(2) 他の審議会等との兼任状況

(3) 男女の構成比率

2 実施機関は、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の一部を公募の方法により選任するものとする。ただし、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(市政への参加の手續)

第9条 実施機関は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、意見交換会、ワークショップその他の市政への参加の手段のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で市長が規則で定めるものを行うときは、市民意見提出手続を行わなければならない。

3 市民意見提出手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(まちづくり活動の支援)

第10条 市は、まちづくり活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

2 実施機関は、まちづくり活動を行う団体が使用できる活動拠点の提供に努めるものとする。

3 実施機関は、まちづくり活動を行う団体に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

(市民参加推進会議の設置)

第11条 市民参加を適正に推進するため、市民参加推進会議を置く。

(所掌事務)

第12条 市民参加推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第7条第1項の市民参加推進計画に関する事項

(2) 市民参加の推進状況に関すること。

(3) その他市民参加の推進に関し必要な事項

2 市民参加推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 市民参加推進会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民3人

(2) まちづくり活動を行う団体の代表者3人

(3) 学識経験者3人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各号に定めるもののほか、市民参加推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

8 浦安市市民参加推進条例施行規則

平成 16 年 9 月 29 日

規則第 52 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号

平成 25 年 4 月 24 日規則第 50 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市市民参加推進条例（平成 16 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加推進計画)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する市民参加推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るための方針
- (2) 市民参加の推進についての取組目標
- (3) 市民参加の推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(条例第 8 条第 1 項の規則で定める事項)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年齢の構成
- (2) 居住地域の構成

(条例第 8 条第 1 項の規則で定める基準)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再任の程度 連続 10 年を限度とすること。
- (2) 他の審議会等との兼任状況 5 を限度とすること。
- (3) 男女の構成比率 女性委員の構成比率を 3 割以上とすること。
- (4) 年齢の構成 年齢に偏りが無いこと。
- (5) 居住地域の構成 住所に地域的な偏りが無いこと。

(審議会等の委員の公募)

第 5 条 実施機関が審議会等の委員を公募により選任しようとする場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称、審議内容及び委員の任期
- (2) 募集する委員の人数
- (3) 募集期間
- (4) 応募資格及び応募方法
- (5) 選考方法
- (6) 問い合わせ先

(会長及び副会長)

第 6 条 市民参加推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民参加推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民参加推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 市民参加推進会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 市民参加推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 市民参加推進会議の庶務は、市民経済部市民参加推進課において処理する。

(平 19 規則 23・平 25 規則 50・平 28 規則 16・平 30 規則 21・令 2 規則 38・一部改正)

(委任)

第9条 前3条に定めるもののほか、市民参加推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民参加推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 24 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 38 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

9 浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則

平成 16 年 9 月 29 日

規則第 53 号

改正 平成 26 年 5 月 16 日規則第 32 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市市民参加推進条例（平成 16 年条例第 1 号）第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による市民意見提出手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、浦安市市民参加推進条例の例による。

(市民意見提出手続の対象)

第 3 条 市民意見提出手続を行う政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想、基本計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃
- (3) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (5) 公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定

2 前項各号に規定する政策等であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見提出手続を行わないことができる。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定期的に行うもの
- (3) 緊急を要するもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 3 項の規定により議会に付議するもの
- (5) 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改廃
- (6) 予算の定めるところにより決定する金銭の給付又は貸付けに関する条例の制定又は改廃
- (7) 法令又は条例の規定により、市民意見提出手続に準ずる市民参加の手続が行われるもの
(平 26 規則 32・一部改正)

(政策等の案の公表)

第 4 条 実施機関は、市民意見提出手続を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の名称及び目的
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等を理解するために必要な資料
- (4) 次条第 2 項各号に掲げる事項を公表する場合は、その旨

2 前項の規定による公表は、市の広報紙又はホームページへの掲載により行うものとする。

(意見提出者)

第 5 条 市民意見提出手続において、意見を提出することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有するもの
- 2 意見の提出は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 市内に住所を有する者にあつては、氏名及び住所
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者名
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者にあつては、氏名及び住所並びに当該事務所又は事業所の名称及び所在地
 - (4) 市内に存する学校に在学する者にあつては、氏名及び住所並びに当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有するものにあつては、氏名又は事務所若しくは事業所の名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び市民意見提出手続に係る政策等の利害関係の内容
- (意見提出の方法及び期間)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により、意見の提出を受け付けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が認める方法
- 2 意見の提出を受け付ける期間は、第4条第1項の規定による公表の日から起算して30日を標準として設定するものとする。
- (平31規則12・一部改正)
- (提出された意見の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、提出された意見の中に浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号)第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の見解
 - (3) 第5条第2項各号に掲げる事項を公表する場合は、当該事項
- 2 前項の規定による公表については、第4条第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成26年5月16日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則の規定は、施行日以後に意見の受付を開始する市民意見提出手続について適用し、施行日前に意見の受付を開始した市民意見提出手続については、なお従前の例による。

10 浦安市行政手続条例（第6章 意見公募手続等 抜粋）

第6章 意見公募手続等

（平20条例30・追加）

（規則等を定める場合の一般原則）

第37条 規則等制定機関等は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令又は条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 規則等制定機関等は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（平20条例30・追加）

（意見公募手続）

第38条 規則等制定機関等は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令又は条例等の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

4 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 規則等制定機関等が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 規則等制定機関等が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則等制定機関等が適当と認める方法

5 意見を提出しようとするものは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

(2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3) 予算の定めるところにより金銭の給付又は貸付けの決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。

(4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関（以下単に「附属機関」という。）の議を経て定めることとされる規則等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法令又は条例の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表とする委員をもって組織される附属機関において審議を行うこととされているものとして規則で定める規則等を定めようとするとき。

- (5) 他の市の機関等が意見公募手続を実施して定めた規則等又は国の機関が行政手続法第 39 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた同法第 2 条第 8 号に規定する命令等（同法第 40 条第 2 項の規定により当該手続を実施しないで定められたものを含む。）若しくは千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 48 号）第 2 条第 5 号に規定する県の機関が同条例第 38 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた同条例第 2 条第 8 号に規定する規則等（同条例第 39 条第 2 項の規定により当該手続を実施しないで定められたものを含む。）と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。
- (6) 条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (7) 規則等を定める根拠となる法令又は条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- (8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。
 - ア 法令又は他の条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

7 指定管理者は、規則等を定めようとするときは、意見公募手続を実施する前に、その管理する公の施設を所管する市の機関の指示を受けなければならない。この場合において、当該市の機関は、意見公募手続が円滑に実施されるよう必要な支援を行うものとする。

（平 20 条例 30・追加）

（意見公募手続の特例）

第 39 条 規則等制定機関等は、規則等を定めようとする場合において、30 日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第 3 項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 規則等制定機関等は、附属機関の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第 6 項第 4 号に該当する場合を除く。）において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第 1 項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（平 20 条例 30・追加）

（意見公募手続の周知等）

第 40 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（平 20 条例 30・追加）

（提出意見の考慮）

第 41 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関等に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（平 20 条例 30・追加）

（結果の公示等）

第 42 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第 5 項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 規則等の題名
- (2) 規則等の案の公示の日

- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由
- 2 規則等制定機関等は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関等の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
 - 3 規則等制定機関等は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
 - 4 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
 - 5 規則等制定機関等は、第38条第6項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。
 - (1) 規則等の題名及び趣旨
 - (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由
(平20条例30・追加)

（準用）

第43条 第41条の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第41条中「当該規則等制定機関等」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「附属機関が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（平20条例30・追加）

（公示等の方法）

- 第44条 第38条第1項並びに第42条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公示（次項において単に「公示」という。）は、規則等制定機関等が指定する場所での閲覧若しくは配布又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。
- 2 規則等制定機関等は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、市の広報紙への掲載その他規則等制定機関等が適当と認める方法により、公示に係る事項の全部又は一部を公表するよう努めるものとする。

第4期浦安市市民参加推進計画

令和8年3月

発行：浦安市 市民経済部 市民参加推進課

〒279-8501

千葉県浦安市猫実1-1-1

電話：047-351-1111（代表）

浦安市ホームページURL

<https://www.city.urayasu.lg.jp>